

# 令和7年度愛知県廃棄物処理計画検討基礎調査業務委託仕様書

## 1 件名

愛知県廃棄物処理計画検討基礎調査

## 2 目的

県内の廃棄物の排出・処理の実態等について現状把握と将来予測を行うとともに、県内の資源循環の概要を示す物質フロー（データ、模式図）及び物質フロー指標（以下、「物質フロー等」という。（※））を調査・作成することにより、廃棄物の処理及び清掃に関する法律第5条の5の規定に基づき、令和8年度中に策定を予定している「愛知県廃棄物処理計画」の基礎資料を得ることを目的とする。

※ 物質フロー等 国が第五次循環型社会形成推進基本計画等に掲載している物質フロー及び物質フロー指標  
物質フロー：経済社会において、どの程度の資源を採取、消費、廃棄しているかという「ものの流れ」  
物質フロー指標：ものの流れの3つの断面である「入口」、「循環」、「出口」を代表する指標として定めたもの

## 3 業務内容

県内廃棄物の現状把握は令和6年度について、将来予測は令和13年度について行うものとする。その排出・処理の実態等の調査は、産業廃棄物と一般廃棄物に区分して、産業廃棄物排出・処理実態調査指針（平成22年4月、環境省）及び一般廃棄物処理事業実態調査（環境省）に基づき実施するものとし、その結果のとりまとめに当たっては、令和2年度の愛知県廃棄物処理計画策定調査報告書の調査結果との比較、活動量指標値（事業活動の程度を示す各種経済指標値）が近似している他県との比較、業種別に関係部局等が調査・発表している値との比較など、その妥当性を検証しながら行っていくものとする。なお、産業廃棄物について排出量の把握は、全数調査、既存資料を用いた調査、標本調査などを組み合わせた排出事業者へのアンケート調査や産業廃棄物の行政報告等によるものとし、処理状況の把握は、排出事業者へのアンケート調査や処分業者による処分実績の報告等によるものとする。また、一般廃棄物については、一般廃棄物処理事業実態調査報告書によるものとする。

また、県内の資源循環の概要を示す物質フロー等について、令和元年度と令和6年度の状況を調査するものとする。調査は、環境省が作成し、第5次循環型社会形成推進基本計画等に掲載している我が国の物質フロー等に準じるとともに、有識者へも相談して調査・作成するものとする。

## 4 廃棄物実態調査

### (1) 産業廃棄物に係る調査

#### ア アンケート調査等の実施

県内の産業廃棄物について、その種類別（表1）、業種別（表2）、地域別（表3）に発生量、排出量、減量化量、再生利用量、最終処分量等（広域移動状況を含む）の現状把握（令和6年度）と将来予測（令和13年度）を行う。

#### (7) 調査方法別業種の区分

産業廃棄物の排出・処理の実態等の調査方法について、日本標準産業分類中分類の業種を次の①～③に区分する。

① アンケート調査による業種

② 既存資料を用いた調査による業種

※既存資料：関係部局又は機関等が調査した排出量、処理状況、排出原単位などの資料

③産業廃棄物の発生が見込めない業種

(イ)調査対象事業所の抽出

調査対象事業所は、県が提供する多量排出事業者（約1,000件）、及び、県が提供する「事業所母集団データベース」から、業種別、従業員規模別に抽出する。なお、その総抽出件数は、約20,000件程度とし、業種別の抽出件数は県と協議のうえ決定する。

(ウ)アンケート調査票等の作成

アンケート調査票並びにその記入要領及び記入例について県と協議のうえ作成する。そのアンケート調査票等は次の項目を盛り込み、多量排出事業者用及びそれ以外の事業者用に分けて作成する。多量排出事業者用のアンケート調査票の項目は、多量排出事業者が提出する産業廃棄物処理計画の実施状況報告書（別添1）の項目を除いたものとする。なお、アンケート調査に関する問い合わせに対応するための手法を提案し、県と協議のうえ決定する。

①令和6年度の製造品出荷額（建設業にあっては元請完成工事高）等、従業員数その他事業活動の状況

②令和6年度の産業廃棄物の種類別発生量・有価物量・排出量、自己中間処理量、自己最終処分量、委託処理量、中間処理先、最終処分先その他産業廃棄物の処理状況

③廃棄物処理に係る事業者の取組状況

- ・産業廃棄物の発生抑制、リサイクルに関する取組及びその効果
- ・産業廃棄物処理や減量化の実務上で苦慮している点
- ・産業廃棄物処理に係る将来計画
- ・その他事業者の取組状況

(エ)アンケート調査票の発送・回収等

(ウ)で作成したアンケート調査票、記入要領及び記入例に、別途県が作成する調査依頼文を印刷し、対象事業所に発送するとともに、その回収を行う。アンケート調査票の総回収率60%以上の確保に努めるため、必要に応じて督促状（はがき（白黒印刷）による。14,000件程度を想定。）を送付する。また、事業所からの回答について、業種ごとに活動量指標値が近似しているデータの比較を行い、その妥当性をチェックする。

なお、対象事業所の負担軽減等のため、書面での回答以外の手法も提案し、県と協議のうえ決定する。

また、調査票等は以下の仕様を想定している。

- a. 調査依頼文（A4サイズ約1枚、片面）
- b. 調査票（A3サイズ約3枚（多量排出事業者は約2枚）及びA4サイズ約1枚、白黒、両面）
- c. 記入例（多量排出事業者を除く。記入要領を兼ねる）（A3サイズ約1枚、白黒、両面）
- d. 発送用封筒（角型2号、白黒印刷）
- e. 返信用封筒（角型2号、白黒印刷）

※調査票及び記入例は、建設業者用とその他事業者用の2種類に分けて作成（仕様は同じ）。

(オ)ヒアリング調査の実施

産業廃棄物の発生量の多い上位10業種合計30事業所について、将来推計に資するヒアリング調査を行う。ヒアリング調査は多量排出事業者の中から選定するものとし、その

内容は次の項目を含め、調査項目を提案し、県と協議のうえ決定する。

- ①将来の事業活動、産業廃棄物の種類別発生量・処理量等
- ②減量化や再生利用の促進・最終処分量減少に向けての今後の取組
- ③減量化量、再生利用量、最終処分量等の将来の目標

#### イ 行政報告の集計等

令和7年度に県または政令市に提出された次の行政報告について、届出者ごとにデータを入力の上、集計を行う。なお、データの入力に先立ち、県と調整のうえ、Microsoft社 Windows11以降のオペレーティングシステム上で動作する同社Excelでの入力フォーマットを作成するものとする。

##### ①報告書の種類

- ア) 産業廃棄物最終処分場処分実績報告書 約20件
- イ) 産業廃棄物 特別管理産業廃棄物運搬実績報告書 約10,000件
- ウ) 産業廃棄物 特別管理産業廃棄物処分実績報告書 約800件

##### ②集計項目

産業廃棄物の種類別の受託量、処理方法、処理後再生利用量、処理残渣量、最終処分量などその他各報告書の様式（別添2）に記載されている項目とする。

#### ウ 現状の排出・処理実績等の把握（推計）

排出事業者のアンケート調査等及び多量排出事業者による産業廃棄物処理計画の実施状況報告並びに行政報告等の集計結果より、現状（令和6年度）の県内産業廃棄物について、その種類別（表1）、業種別（表2）、地域別（表3）に発生量、排出量、減量化量、再生利用量、最終処分量等の排出・処理（広域移動の状況を含む）の実態等を把握（推計）する。

##### (ア) 排出量の把握（推計）

産業廃棄物の排出量の把握（推計）については、業種ごとに実施した全数調査、標本調査又は既存資料を用いた調査の結果を組み合わせるものとする。全数調査では調査結果をそのまま集計することにより、標本調査では多量排出事業者等の特異値に留意して対象業種の活動量指標値当たりの排出量（排出原単位）を作成し、その排出原単位に当該業種全体の活動量指標値を乗ずることにより、当該業種全体の排出量等を推計するものとする。

多量排出事業者の特異値については、県または政令市に届出された別添1の報告書（約1,000件）を届出者ごとにデータを入力の上、集計を行い把握する。データ入力に当たり、別途県から提供する前年度の届出データと比較し、大きく乖離している場合はその旨を県に報告するものとする。なお、データの入力に先立ち、県と調整のうえ、Microsoft社 Windows11以降のオペレーティングシステム上で動作する同社Excelでの入力フォーマットを作成するものとする。

また、既存資料を用いた調査では、関係部局等が調査・作成した排出量、処理状況、排出原単位等の当該業種全体の排出量等を把握（推計）する。

##### (イ) 処理状況の把握（推計）

産業廃棄物の排出から最終処分までの処理状況の把握（推計）については、「4(1)ウ(ア)排出量の把握（推計）」と同様に行う。その際、多量排出事業者等の特異値と特異値以外に区分し、排出量の把握で得た推計値に標本調査等で得られた処理比率を乗ずることにより処理状況（各処理量）を推計する。

各調査の集計結果については産業廃棄物の排出から最終処分までを流れ図（別添図-1）としてとりまとめる。

(ウ) 広域移動状況の把握(推計)

本県から他県への排出や他県から本県への搬入など広域移動状況について地域別、処理別に把握(推計)を行う。

(エ) 愛知県廃棄物処理計画の進捗状況の解析等

現行の愛知県廃棄物処理計画の進捗状況について解析を行う。

また、産業廃棄物の排出・処理の実態等について、愛知県と全国を比較し解析を行う。

エ 将来の排出・処理の実態等の予測(推計)

排出事業者のアンケート調査等及び多量排出事業者による産業廃棄物処理計画の実施状況報告並びに行政報告等の集計等を用い、将来(令和13年度)の県内産業廃棄物について、その種類別(表1)、業種別(表2)、地域別(表3)に発生量、排出量、減量化量、再生利用量、最終処分量等の排出・処理(広域移動の状況を含む)の実態等を予測(推計)する。

(ア) 排出量の予測(推計)

産業廃棄物の排出量の予測(推計)については、将来の活動量指標値だけを考慮し予測する方法(単純予測)、事業所の将来計画を踏まえて予測する方法、国の施策(基本方針等)、県(政令市を含む)の施策等を加味し予測する方法により行う。なお、予測方法については、県と協議のうえ決定する。

(イ) 処理状況の予測(推計)

産業廃棄物の排出から最終処分までの処理状況の予測(推計)について、排出量の予測(推計)と同様に行う。

(ウ) 広域移動状況の予測(推計)

本県から他県への排出や他県から本県への搬入など広域移動状況について地域別、処理別に予測(推計)を行う。

(エ) 令和7年度から令和17年度までの排出・処理の実態等の推計

産業廃棄物の排出・処理の実態等について、現状の把握及び将来の予測を踏まえて、令和7年度から令和17年度の推計(令和13年度を除く。)を行う。

オ その他

4(1)ウ及びエの推計業務に当たり、標本調査で全体量を推計する業種については、活動量指標値は令和7年12月末現在で公開されている最新の情報を用いて推計を行うこととする。

令和7年12月末の段階で令和6年度の情報が公開されていない場合は、本業務で推計したデータは全て速報値扱いとし、令和6年度のデータが公開され次第、県において確定値として算出することとする。そのため、本業務において受託者は速報値を用いて報告書を作成するとともに、県が確定値を算出し、本業務の報告書において作成したグラフを更新するためのファイルをMicrosoft社 Windows 11以降のオペレーティングシステム上で動作する同社Excelで作成すること。

(2) 一般廃棄物処理実績のとりまとめ等

県が行った令和6年度一般廃棄物処理事業実態調査報告書より一般廃棄物の種類別の排出量、減量化量、再生利用量、最終処分量等のとりまとめを行う。

また、県が市町村等に行う「一般廃棄物の排出量、減量化量、再生利用量、最終処分量等の将来予測などに関する調査」、「市町村の一般廃棄物処理計画」、「国の施策(基本方針)」等により一般廃棄物の排出・処理の実態等について現状の把握と将来の予測を行う。

### (3) 産業廃棄物処理状況のとりまとめ等

本調査の結果等を踏まえ、産業廃棄物処理状況のとりまとめを行う。内容は、次のとおりとし、別添3の「2022年度産業廃棄物処理状況等調査」に準じて作成する。

(とりまとめの内容)

#### ア 産業廃棄物の現況

- ①産業廃棄物の発生の状況
- ②産業廃棄物の減量化、資源化等の状況
  - ・業種別の減量化、資源化の状況
  - ・種類別の減量化、資源化の状況
  - ・中間処理の自社処理、委託処理の状況
  - ・再生利用の状況
- ③産業廃棄物の最終処分状況
- ④県外移出入の状況
- ⑤特別管理産業廃棄物の状況
- ⑥産業廃棄物処理施設の設置状況
  - ・中間処理施設の状況
  - ・最終処分場の状況（残存容量及び残余年数の試算）

#### イ 産業廃棄物処理の目標達成状況

### (4) 報告書の作成

#### ア 報告書の作成

本調査の報告書（本編、概要編）を作成する。

なお、この報告書（本編）の構成は、別添4の「令和2年度愛知県廃棄物処理計画策定調査報告書」の目次を参考として、県と協議のうえ決定するものとする。

#### イ 報告書の印刷部数

報告書の印刷部数は次のとおりとする。

- ①本編 40部(A4版、白黒印刷、約400ページ)
- ②概要編 40部(A4版、白黒印刷、約20ページ)

## 5 物質フロー等調査

### (1) 物質フロー等の作成

既存の統計資料等を活用し、令和6年度と令和元年度の本県における物質の投入、蓄積、消費、移出、廃棄等の現状、エネルギー消費の現状を、環境省が作成し、第5次循環型社会形成推進基本計画等に掲載している物質フロー等に準じて整理し、本県の物質フロー等を作成するとともに、2か年度の物質フロー等を基に、本県の資源循環の概況を把握すること。

### (2) 物質フロー等の算出手順の作成

物質フロー等について、容易に作成、数値比較ができるように、(1)の調査根拠となる個別データとその推計方法を明示することを基本として、算出手順を作成すること。

また、添付資料として、データを入力すると物質フロー等作成に必要な数値が自動計算できる算出シートをMicrosoft社 Windows11以降のオペレーティングシステム上で動作する同社Excelで作成すること。

### (3) 報告書の作成

#### ア 報告書の作成

本調査の報告書を作成する。

なお、この報告書の構成は、県と協議のうえ決定するものとする。

#### イ 報告書の印刷部数

報告書の印刷部数は次のとおりとする。

- ①本編 40部(A4版、カラー印刷、約50ページ)
- ②概要編 40部(A4版、カラー印刷、約20ページ)

## 6 委託業務にあたっての留意点

- (1) 本業務は、プロポーザル方式によるため、プロポーザルで提案した事項は、委託者の指示がない限り実行すること。ただし、業務内容の詳細については、委託者と協議し、承認を得た上で実施すること。
- (2) 委託事業の開始から終了までの間、本事業を総括する責任者（以下「総括責任者」という。）を1名配置し、事業実施方法や進捗状況の確認等、事業の円滑な実施のために、定期的に県と連絡調整を行うこと。  
なお、総括責任者は、廃棄物に関する調査、コンサルティング等の経験を有するものとする。
- (3) 委託業務を遂行する上で必要となる一切の経費は、受託者が負担すること（有識者への相談費用も含む）。
- (4) 受託者は、成果物の著作権（著作権法第27条及び第28条に規定する権利を含む。以下同じ）を愛知県に無償で譲渡するものとし、著作者人格権を行使しないものとする。また、著作権関係の紛争が生じた場合、一切受託者の責任において処理すること。
- (5) 報告書の作成にあたっては、図表等を使用し、第三者に対して容易に理解できるよう努力するものとし、内容について県担当者の承諾を得ること。
- (6) 納入される成果物について、第三者が権利を有する著作物（以下「既存著作物等」）が含まれる場合には、受託者は、当該既存著作物等の使用に必要な費用の負担及び使用許諾契約等に関わる一切の手続きを行うこと。
- (7) 受託者は、本業務の遂行に当たり知り得た情報を、県の許可無く他に漏らしてはならない（契約終了後も同様とする）。
- (8) 採用された企画の実行にあたっては、県と受託者の協議の上で内容を変更することがある。
- (9) 業務の進め方については、随時、県と協議するとともに、有識者とも相談して進めること。
- (10) この仕様書に定めのない事項や疑義を生じた事項については、必要に応じて県と協議して決めるものとする。

## 7 契約履行期間

契約締結日から令和8年3月19日（木）まで

## 8 その他

### (1) 納入物件

- ア 4(4)及び5(3)で作成した報告書
- イ 報告書等が収められた電子媒体 2個

- ・電子媒体には、文書、表及びグラフの他、報告書の作成のため使用した分析データ（アンケート調査データ、データ解析テーブル、将来推計テーブル、推計式等）全ての電子情報を含むこと。
- ・電子情報は、Microsoft 社Windows11以降のオペレーティングシステム上で動作し、同社Word、Excelで使用できるものとする。なお、これ以外のアプリケーション、若しくは、アドイン機能を使用する場合は、そのライセンス等も含めて県に提供すること。

(2) その他

ア 受託者は、委託業務の進捗状況を県に適宜報告するものとする。

また、5の物資フロー等調査における有識者相談時に、必要に応じて4の廃棄物実態調査の進捗状況についての報告をあわせて行うものとする。

イ 受託者は、県との協議及び打ち合わせ、有識者相談の都度、その議事録を作成し県に提出する。

(表1) 産業廃棄物の種類

①産業廃棄物 (20種類)

燃え殻	汚泥	廃油	廃酸
廃アルカリ	廃プラスチック類	ゴムくず	金属くず
ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず	鋳さい	がれき類	ばいじん
紙くず	木くず	繊維くず	動植物性残さ
動物系固形不要物	家畜ふん尿	家畜の死体	13号廃棄物

注) 汚泥、廃油、廃プラスチック類及びがれき類についてはそれぞれ次の表のように細分化する。

汚泥	無機性汚泥、有機性汚泥
廃油	廃溶剤、その他
廃プラスチック類	廃タイヤ、廃プラスチック類、シュレッダーダスト
がれき類	コンクリート片、廃アスファルト、その他

②特別管理産業廃棄物

引火性廃油	腐食性廃酸
腐食性廃アルカリ	感染性産業廃棄物
特定有害産業廃棄物	

(表2) 調査対象業種 (令和5年度刊愛知県統計年鑑)

業種	業種
農業, 林業	はん用機械器具製造業
漁業	生産用機械器具製造業
鉱業, 採石業, 砂利採取業	業務用機械器具製造業
建設業	電子部品・デバイス・電子回路製造業
製造業	電気機械器具製造業
食料品製造業	情報通信機械器具製造業
飲料・たばこ・飼料製造業	輸送用機械器具製造業
繊維工業	その他の製造業
木材・木製品製造業 (家具を除く)	電気・ガス・熱供給・水道業
家具・装備品製造業	情報通信業
パルプ・紙・紙加工品製造業	運輸業, 郵便業
印刷・同関連業	卸売業, 小売業
化学工業	金融業, 保険業
石油製品・石炭製品製造業	不動産業, 物品賃貸業
プラスチック製品製造業	学術研究, 専門・技術サービス業
ゴム製品製造業	宿泊業, 飲食サービス業
なめし革・同製品・毛皮製造業	生活関連サービス業, 娯楽業
窯業・土石製品製造業	教育, 学習支援業
鉄鋼業	医療, 福祉
非鉄金属製造業	複合サービス事業
金属製品製造業	サービス業 (他に分類されないもの)

(表3) 県内の地域区分

地区	市町村
名古屋地区	名古屋市
尾張地区	一宮市、瀬戸市、春日井市、犬山市、江南市、小牧市、稲沢市、尾張旭市、岩倉市、豊明市、日進市、清須市、北名古屋市、長久手市、東郷町、豊山町、大口町、扶桑町、津島市、愛西市、弥富市、あま市、大治町、蟹江町、飛島村
知多地区	半田市、常滑市、東海市、大府市、知多市、阿久比町、東浦町、南知多町、美浜町、武豊町
豊田地区	豊田市、みよし市
西三河地区	岡崎市、碧南市、刈谷市、安城市、西尾市、知立市、高浜市、幸田町
豊橋地区	豊橋市
東三河地区	豊川市、蒲郡市、田原市、新城市、設楽町、東栄町、豊根村

## 様式第二号の九（第八条の四の六関係）

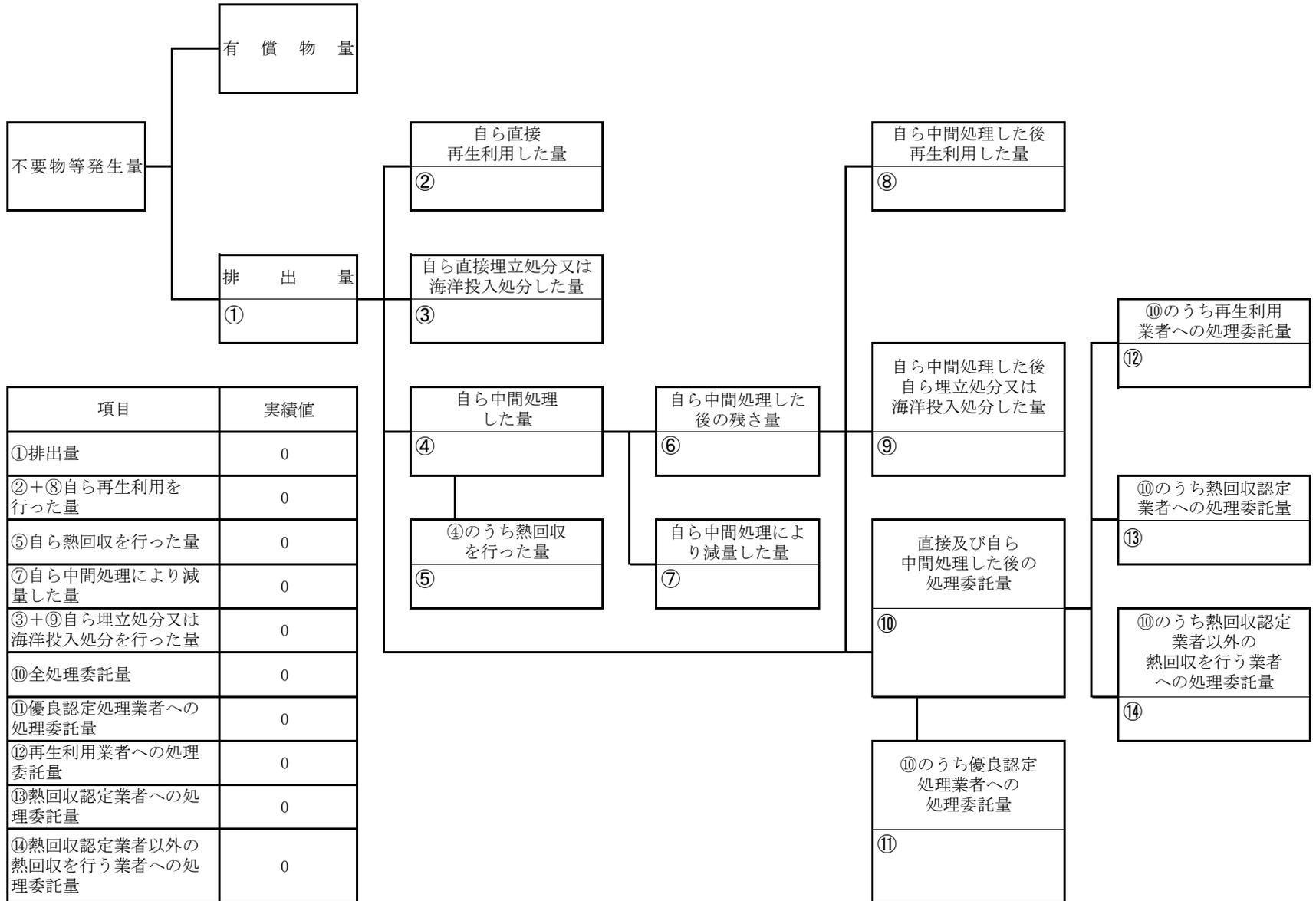
（第1面）

産業廃棄物処理計画実施状況報告書			
		年 月 日	
愛知県知事殿			
届出者 住所 氏名			
(法人にあつては、名称及び代表者の氏名) 電話番号			
産業廃棄物の処理及び清掃に関する法律第12条第10項の規定に基づき、		年度の産業廃棄物処理計画の実施状況を報告します。	
事業場の名称			
事業場の所在地			
事業の種類			
産業廃棄物処理計画における計画期間			
産業廃棄物処理計画における目標値			
項目	目標値	項目	目標値
排出量	t	全処理委託量	t
自ら再生利用を行う産業廃棄物の量	t	優良認定処理業者への処理委託量	t
自ら熱回収を行う産業廃棄物の量	t	再生利用業者への処理委託量	t
自ら中間処理により減量する産業廃棄物の量	t	認定熱回収業者への処理委託量	t
自ら埋立処分又は海洋投入処分を行う産業廃棄物の量	t	認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量	t
※事務処理欄			

（日本工業規格 A列4番）

計画の実施状況

(産業廃棄物の種類： )



(第3面)

備考

- 1 翌年度の6月30日までに提出すること。
- 2 「事業の種類」の欄には、日本標準産業分類の区分を記入すること。
- 3 「産業廃棄物処理計画における目標値」の欄には、項目ごとに、産業廃棄物処理計画に記載した目標値を記入すること。
- 4 第2面には、前年度の産業廃棄物の処理に関して、①～⑭の欄のそれぞれに、(1)から(14)に掲げる量を記入すること。
  - (1) ①欄 当該事業場において生じた産業廃棄物の量
  - (2) ②欄 (1)の量のうち、中間処理をせず直接自ら再生利用した量
  - (3) ③欄 (1)の量のうち、中間処理をせず直接自ら埋立処分又は海洋投入処分した量
  - (4) ④欄 (1)の量のうち、自ら中間処理をした産業廃棄物の当該中間処理前の量
  - (5) ⑤欄 (4)の量のうち、熱回収を行った量
  - (6) ⑥欄 自ら中間処理をした後の量
  - (7) ⑦欄 (4)の量から(6)の量を差し引いた量
  - (8) ⑧欄 (6)の量のうち、自ら利用し、又は他人に売却した量
  - (9) ⑨欄 (6)の量のうち、自ら埋立処分及び海洋投入処分した量
  - (10) ⑩欄 中間処理及び最終処分を委託した量
  - (11) ⑪欄 (10)の量のうち、優良認定処理業者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第6条の11第2号に該当する者）への処理委託量
  - (12) ⑫欄 (10)の量のうち、処理業者への再生利用委託量
  - (13) ⑬欄 (10)の量のうち、認定熱回収施設設置者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条の3の3第1項の認定を受けた者）である処理業者への焼却処理委託量
  - (14) ⑭欄 (10)の量のうち、認定熱回収施設設置者以外の熱回収を行っている処理業者への焼却処理委託量
- 5 第2面の左下の表には、項目ごとに、産業廃棄物処理計画に記載したそれぞれの実績値を記入すること。
- 6 産業廃棄物の種類が2以上あるときは、産業廃棄物の種類ごとに、第2面の例により産業廃棄物処理計画の実施状況を明らかにした書面を作成し、当該書面を添付すること。
- 7 ※欄は記入しないこと。

特別管理産業廃棄物処理計画実施状況報告書

年 月 日

愛知県知事殿

提出者

住所

氏名

(法人にあつては、名称及び代表者の氏名)

電話番号

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第12条第11項の規定に基づき、 年度の特別管理産業廃棄物  
処理計画の実施状況を報告します。

事業場の名称	
事業場の所在地	
事業の種類	
特別管理産業廃棄物処理計画における計画期間	

特別管理産業廃棄物処理計画における目標値

項目	目標値	項目	目標値
排出量	t	全処理委託量	t
自ら再生利用を行う特別管理産業廃棄物の量	t	優良認定処理業者への処理委託量	t
自ら熱回収を行う特別管理産業廃棄物の量	t	再生利用業者への処理委託量	t
自ら中間処理により減量する特別管理産業廃棄物の量	t	認定熱回収業者への処理委託量	t
自ら埋立処分又は海洋投入処分を行う特別管理産業廃棄物の量	t	認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量	t

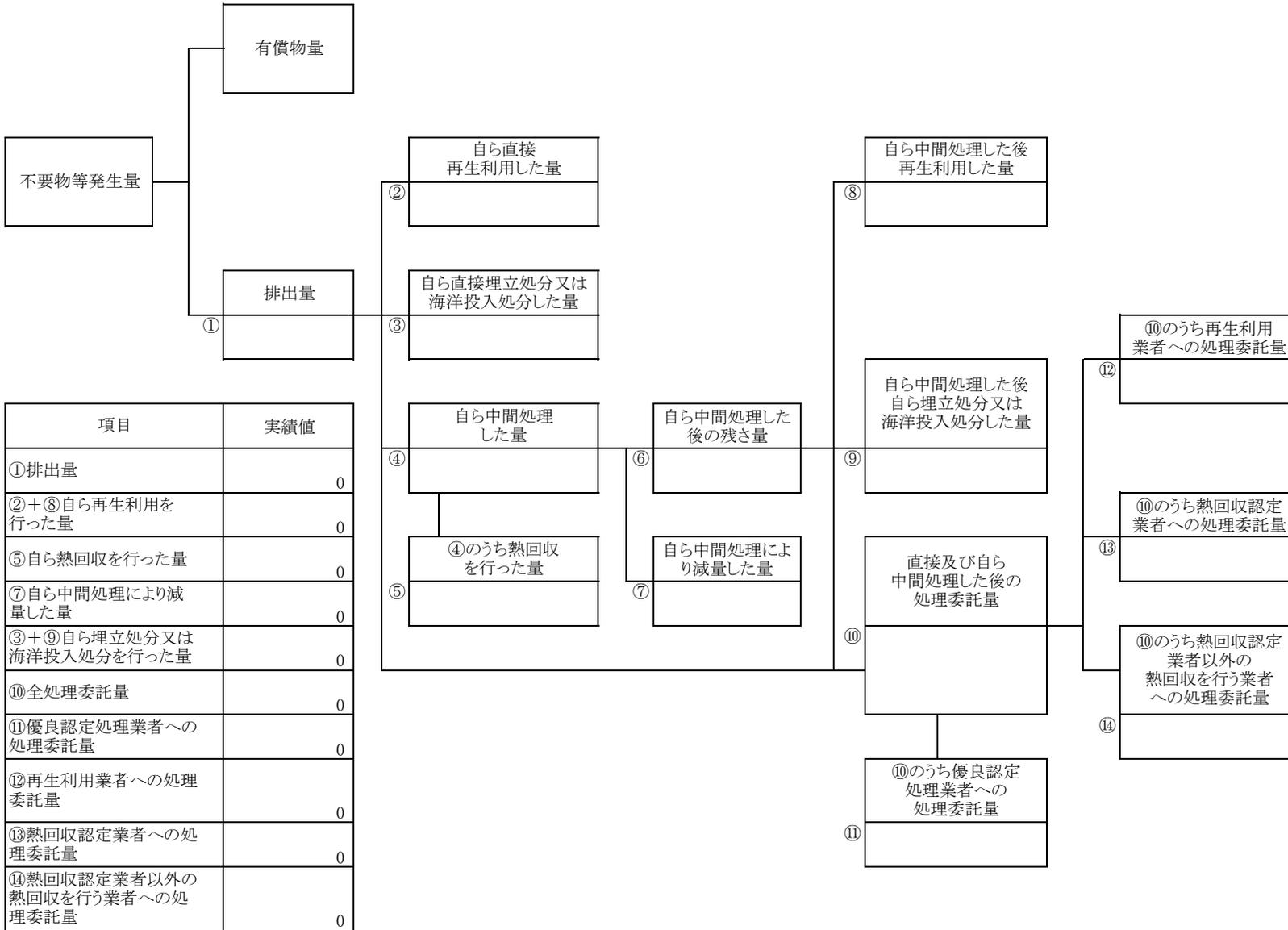
電子情報処理組織の使用に関する事項

特別管理産業廃棄物排出量 (ポリ塩化ビフェニル廃棄物を除く。)	前々年度	t
	前年度	t
(電子情報処理組織の使用に関して実施した取組)		

※事務処理欄

計画の実施状況

(特別管理産業廃棄物の種類: )



(第3面)

備考

- 1 翌年度の6月30日までに提出すること。
- 2 「事業の種類」の欄には、日本標準産業分類の区分を記入すること。
- 3 「特別管理産業廃棄物処理計画における目標値」の欄には、項目ごとに、特別管理産業廃棄物処理計画に記載した目標値を記入すること。
- 4 第2面には、前年度の特別管理産業廃棄物処理に関して、①～⑭の欄のそれぞれに、(1)から(14)に掲げる量を記入すること。
  - (1) ①欄 当該事業場において生じた特別管理産業廃棄物の量
  - (2) ②欄 (1)の量のうち、中間処理をせず直接自ら再生利用した量
  - (3) ③欄 (1)の量のうち、中間処理をせず直接自ら埋立処分又は海洋投入処分した量
  - (4) ④欄 (1)の量のうち、自ら中間処理をした特別管理産業廃棄物の当該中間処理前の量
  - (5) ⑤欄 (4)の量のうち、熱回収を行った量
  - (6) ⑥欄 自ら中間処理をした後の量
  - (7) ⑦欄 (4)の量から(6)の量を差し引いた量
  - (8) ⑧欄 (6)の量のうち、自ら利用し、又は他人に売却した量
  - (9) ⑨欄 (6)の量のうち、自ら埋立処分及び海洋投入処分した量
  - (10) ⑩欄 中間処理及び最終処分を委託した量
  - (11) ⑪欄 (10)の量のうち、優良認定処理業者(廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第6条の11第2号に該当する者)への処理委託量
  - (12) ⑫欄 (10)の量のうち、処理業者への再生利用委託量
  - (13) ⑬欄 (10)の量のうち、認定熱回収施設設置者(廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条の3の3第1項の認定を受けた者)である処理業者への焼却処理委託量
  - (14) ⑭欄 (10)の量のうち、認定熱回収施設設置者以外の熱回収を行っている処理業者への焼却処理委託量
- 5 第2面の左下の表には、項目ごとに、特別管理産業廃棄物処理計画に記載したそれぞれの実績値を記入すること。
- 6 特別管理産業廃棄物の種類が2以上あるときは、特別管理産業廃棄物の種類ごとに、第2面の例により特別管理産業廃棄物処理計画の実施状況を明らかにした書面を作成し、当該書面を添付すること。
- 7 「電子情報処理組織の使用に関する事項」の欄には、前々年度及び前年度における特別管理産業廃棄物の排出量(ポリ塩化ビフェニル廃棄物(令第2条の4第5号イからハまでに掲げるものをいう。)を除く。)並びに電子情報処理組織使用義務者にあつては前年度に実施した電子情報処理組織の使用に関する取組(情報処理センターへの登録が困難な場合として廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則第8条の31の4に該当したときは、その旨及び理由を含む。)について記入すること。
- 8 ※欄には、何も記入しないこと。

産業廃棄物処理状況調査票

(No. )

1 事業場の概要

項目	内容	項目	内容	備考
事業場の名称		従業員数 (人)		前年度の3月31日現在の従業員数 (パート等の臨時職員及び役員等を含む) を記入して下さい。
記入者名		当該事業所の元請完成工事高 (万円/年)		建設業の場合記入。 愛知県内 (政令市を除く。) で行われた工事の年間の元請完成工事高 (出来高工事を含む) を記入して下さい。
連絡先		当該事業所の製造品出荷額 (万円/年)		製造業の場合記入。 前年度の4月1日から3月31日までの1年間の額を記入して下さい。

2 実施状況

項目	産業廃棄物の種類 (名称)					
前年度計画の実施状況 (年度実績)	a 不要物等発生量 (t/年)					
	b 有償物量 (t/年)					
	① 排出量 (t/年) (①=a-b)					
	② 自ら直接再生利用した量 (t/年)	再生利用用途	A・B・C・D E ( )	A・B・C・D E ( )	A・B・C・D E ( )	A・B・C・D E ( )
		埋立処分先	A 県内・B 県外	A 県内・B 県外	A 県内・B 県外	A 県内・B 県外
	③ 自ら直接埋立処分又は海洋投入処分した量 (t/年)	埋立処分先	A 県内・B 県外	A 県内・B 県外	A 県内・B 県外	A 県内・B 県外
		処理方法	A・B・C・D E ( )	A・B・C・D E ( )	A・B・C・D E ( )	A・B・C・D E ( )
	④ 自ら中間処理した量 (t/年)					
	⑦ 自ら中間処理により減量した量 (t/年) (⑦=④-⑥)					
	⑥ 自ら中間処理した後の残さ量 (t/年)	再生利用用途	A・B・C・D E ( )	A・B・C・D E ( )	A・B・C・D E ( )	A・B・C・D E ( )
		埋立処分先	A 県内・B 県外	A 県内・B 県外	A 県内・B 県外	A 県内・B 県外
	⑧ 自ら中間処理した後再生利用した量 (t/年)	再生利用用途	A・B・C・D E ( )	A・B・C・D E ( )	A・B・C・D E ( )	A・B・C・D E ( )
		埋立処分先	A 県内・B 県外	A 県内・B 県外	A 県内・B 県外	A 県内・B 県外
	⑨ 自ら中間処理した後自ら埋立処分又は海洋投入処分した量 (t/年)	埋立処分先	A 県内・B 県外	A 県内・B 県外	A 県内・B 県外	A 県内・B 県外
		c 自ら中間処理した後の処理委託量 (t/年) (c=⑥-⑧-⑨)				
	d 直接処理委託量 (t/年) (d=①-②-③-④)					
	⑩ 直接及び自ら中間処理した後の処理委託量 (t/年) (⑩=c+d)					
	e 埋立処分又は海洋投入処分の処理委託量 (t/年)	埋立処分先	A 県内・B 県外	A 県内・B 県外	A 県内・B 県外	A 県内・B 県外
		処理方法	A・B・C・D E ( )	A・B・C・D E ( )	A・B・C・D E ( )	A・B・C・D E ( )
	f 委託中間処理量 (t/年)					
g 委託中間処理により減量した量 (t/年)						
h 委託中間処理した後再生利用した量 (t/年)	再生利用用途	A・B・C・D E ( )	A・B・C・D E ( )	A・B・C・D E ( )	A・B・C・D E ( )	
	埋立処分先	A 県内・B 県外	A 県内・B 県外	A 県内・B 県外	A 県内・B 県外	
i 委託中間処理した後埋立処分又は海洋投入処分した量 (t/年)	埋立処分先	A 県内・B 県外	A 県内・B 県外	A 県内・B 県外	A 県内・B 県外	
	j 再生利用量 (t/年) (j=②+⑧+h)					
k 中間処理による減量 (t/年) (k=⑦+g)						
l 最終処分量 (t/年) (l=③+⑨+e+i)						

- (注) 1 産業廃棄物発生・処理フロー図を参考に記載してください。  
 2 再生利用用途コード A:原料・材料 B:燃料 C:銅料・肥料 D:建設材料 E:その他 (具体的に記載)  
 3 処理方法コード A:焼却・熔融 B:脱水・乾燥 C:破碎・圧縮 D:中和 E:その他 (具体的に記載)  
 4 記入欄が不足する場合は、シートをコピーしてお使いください。なお、この場合、右上No.欄にページを記載してください。  
 5 ①~④、⑥~⑩は様式第二号の九又は様式第二号の一四の第2面と同じ項目です。

様式第12号(第10条第1項関係)

産業廃棄物最終処分場処分実績報告書( 年度)

年 月 日

愛知県知事 殿

報告者 住所

氏名  
(名称及び代表者の氏名)

年度の産業廃棄物最終処分場における処分実績について、次のとおり報告します。

設置場所	市町村コード				最終処分場の種類	イ 遮断型	ロ 安定型	ハ 管理型						
処分実績	産業廃棄物の種類	処分量			産業廃棄物の種類	処分量			産業廃棄物・特別管理産業廃棄物の種類	処分量				
	廃プラスチック類				m <sup>3</sup>	燃 え 殻				m <sup>3</sup>	特定有害廃石綿等			
ゴムくず				m <sup>3</sup>	汚 泥				m <sup>3</sup>					m <sup>3</sup>
金属くず				m <sup>3</sup>	鋳 さ い				m <sup>3</sup>					m <sup>3</sup>
ガラスくず及び陶磁器くず				m <sup>3</sup>	ダ ス ト 類				m <sup>3</sup>					m <sup>3</sup>
がれき類				m <sup>3</sup>	紙 く ず				m <sup>3</sup>					m <sup>3</sup>
					木 く ず				m <sup>3</sup>					
					織 維 く ず				m <sup>3</sup>					
					動 植 物 性 残 さ				m <sup>3</sup>					
					家 畜 ふ ん 尿				m <sup>3</sup>					
					家 畜 の 死 体				m <sup>3</sup>					
					13 号 廃 棄 物				m <sup>3</sup>	合 計				m <sup>3</sup>
年度末における残存埋立容量				m <sup>3</sup>										

備考 用紙の大きさは、日本工業規格A4とする。

様式第13(第10条第2項関係)

**産業廃棄物 運搬実績報告書** ( 年度 )  
**特別管理産業廃棄物**

愛知県知事 殿 報告者 住所  
 氏名 (名称及び代表者の氏名)  
 年度の 産業廃棄物 特別管理産業廃棄物 の運搬実績について、次のとおり報告します。

許可番号		許可の種類		許可年月日	年 月 日
					年 月 日

No.	産業廃棄物の種類 特別管理産業廃棄物の種類		運搬の状況									
			運搬先の名称	所在地	コード	処分方法	運搬量	単位				
	コード	コード	1 t	2 kg	1 t	2 kg						
1				都道府県 市町村							1 t	2 kg
2				都道府県 市町村							1 t	2 kg
3				都道府県 市町村							1 t	2 kg
4				都道府県 市町村							1 t	2 kg
5				都道府県 市町村							1 t	2 kg
6				都道府県 市町村							1 t	2 kg
7				都道府県 市町村							1 t	2 kg
8				都道府県 市町村							1 t	2 kg
9				都道府県 市町村							1 t	2 kg
10				都道府県 市町村							1 t	2 kg

備考 用紙の大きさは、日本工業規格A4とする。

産業廃棄物  
特別管理産業廃棄物 処分実績報告書( 年度)

愛知県知事

殿

年 月 日

報告者 住所

氏名  
(名称及び代表者の氏名)

年度の 産業廃棄物の特別管理産業廃棄物の処分実績について、次のとおり報告します

許可番号		許可の種類		許可年月日		年 月 日						
産業廃棄物の特別管理産業廃棄物の種類		委託者の所在地		処分の内容				処分により生じた残さの処分状況				
種	コード	所在地	コード	処分方法	処分量	単位	処分後の残さ量	単位	残さの処分先の名称	残さの処分先の所在地	コード	処分方法
1					市町村	1 t 2 kg		1 t 2 kg		都道府県	市町村	
2					市町村	1 t 2 kg		1 t 2 kg		都道府県	市町村	
3					市町村	1 t 2 kg		1 t 2 kg		都道府県	市町村	
4					市町村	1 t 2 kg		1 t 2 kg		都道府県	市町村	
5					市町村	1 t 2 kg		1 t 2 kg		都道府県	市町村	
6					市町村	1 t 2 kg		1 t 2 kg		都道府県	市町村	
7					市町村	1 t 2 kg		1 t 2 kg		都道府県	市町村	
8					市町村	1 t 2 kg		1 t 2 kg		都道府県	市町村	
9					市町村	1 t 2 kg		1 t 2 kg		都道府県	市町村	
10					市町村	1 t 2 kg		1 t 2 kg		都道府県	市町村	

(裏)

産業廃棄物最終処分場処分状況( 年度)

最終処分場の設置場所					
最終処分場の種類					
最終処分量	m <sup>3</sup>				
年度末における残存埋立容量	m <sup>3</sup>				

備考 1 最終処分に係る許可を有しない者にあつては、裏面の記入を要しない。

2 用紙の大きさは、日本工業規格A4とする。



**2022年度**  
**産業廃棄物処理状況等調査**

愛知県環境局



# 目 次

1 調査の概要	1
(1) 調査の目的	1
(2) 調査に関する基本的事項	1
ア 調査対象期間	1
イ 調査対象廃棄物	1
ウ 調査対象業種	2
エ 調査方法	3
(3) 調査結果の利用上の注意事項	6
ア 中間処理に伴う産業廃棄物の種類の変更について	6
イ 委託中間処理後の残さ量について	6
ウ 単位と数値に関する処理	6
2 産業廃棄物の現況	7
(1) 産業廃棄物の発生の状況	7
(2) 産業廃棄物の減量化、資源化等の状況	11
ア 業種別の減量化、資源化の状況	11
イ 種類別の減量化、資源化の状況	12
ウ 中間処理の自社処理、委託処理の状況	14
(3) 産業廃棄物の最終処分の状況	16
(4) 県外移出入の状況	18
(5) 特別管理産業廃棄物の状況	19
(6) 産業廃棄物処理施設の設置状況	20
3 産業廃棄物処理の目標達成状況および経年変化	21



# 1 調査の概要

## (1) 調査の目的

本調査は、産業廃棄物の適正処理の確保を図るため、多量排出事業者、産業廃棄物処理業者、特別管理産業廃棄物発生事業所及び最終処分場設置者から徴収した2022年度における処理実績に係る報告書の集計、解析を行い、県内の産業廃棄物の処理状況に係る資料を得ることを目的とした。

## (2) 調査に関する基本的事項

### ア 調査対象期間

2022年度（2022年4月1日～2023年3月31日）の1年間とした。

### イ 調査対象廃棄物

調査対象廃棄物は、下表に示すとおり、「産業廃棄物」「特別管理産業廃棄物」とした。

産業廃棄物の分類 ( )内は、細区分。
①燃え殻、②汚泥（有機性汚泥、無機性汚泥）、③廃油（一般廃油、廃溶剤、固形油、油でい、油付着物）、④廃酸、⑤廃アルカリ、⑥廃プラスチック類（廃プラスチック、廃タイヤ）、⑦紙くず、⑧木くず、⑨繊維くず、⑩動植物性残さ、⑪動物系固形不要物、⑫ゴムくず、⑬金属くず、⑭ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず〔注：本報告書では「ガラス陶磁器くず等」と略した〕、⑮鋳さい、⑯がれき類（コンクリート片、廃アスファルト、その他の建設廃材）、⑰動物のふん尿、⑱動物の死体、⑲ばいじん、⑳産業廃棄物を処分するために処理したもの
※上記の種類に分類できない廃棄物等（混合廃棄物、シュレッダーダスト、廃OA機器や廃自動車等の製品系廃棄物等）は「その他産業廃棄物」〔注：本報告書では「その他産業廃」と略した〕とした。
特別管理産業廃棄物の分類
①引火性廃油（揮発油類、灯油類、軽油類）、②腐食性廃酸（pHが2.0以下の廃酸）、③腐食性廃アルカリ（pHが12.5以上の廃アルカリ）、④感染性産業廃棄物、⑤廃石綿等（飛散性）、⑥特定有害産業廃棄物

また、産業廃棄物の取り扱いに関する特記事項を以下に示す。

1. 汚泥については、事業者自ら脱水処理を行った場合は、脱水後の量を発生量とした。
2. 紙くず、木くず、繊維くず、動植物性残さ等の法令で産業廃棄物となる業種が指定されている廃棄物については、指定業種以外の事業所から発生した場合は、原則として「事業系一般廃棄物」とし、産業廃棄物としては扱っていない。
3. 法令上産業廃棄物とはならない、有償物や事業者自らが再利用した副産物についても対象とし、本報告書ではこれら副産物も含め産業廃棄物として整理した。

ウ 調査対象業種

調査対象業種を下表に示す。

調査対象業種は、「平成 25 年 [2013 年] 10 月改定 (第 13 回改定)」(総務省)に記載された分類を基本に、産業廃棄物の主な発生源となっている業種を対象とした。

業種名	本文中の標記(略称)
農業, 林業	農業, 林業
漁業	漁業
鉱業, 採石業, 砂利採取業	鉱業
建設業	建設業
製造業	製造業
食料品製造業	食料品
飲料・たばこ・飼料製造業	飲料・飼料
繊維工業	繊維
木材・木製品製造業(家具を除く)	木材
家具・装備品製造業	家具
パルプ・紙・紙加工品製造業	パルプ・紙
印刷・同関連業	印刷
化学工業	化学
石油製品・石炭製品製造業	石油・石炭
プラスチック製品製造業	プラスチック
ゴム製品製造業	ゴム
なめし革・同製品・毛皮製造業	皮革
窯業・土石製品製造業	窯業・土石
鉄鋼業	鉄鋼
非鉄金属製造業	非鉄金属
金属製品製造業	金属
はん用機械器具製造業	はん用機器
生産用機械器具製造業	生産用機器
業務用機械器具製造業	業務用機器
電子部品・デバイス・電子回路製造業	電子部品
電気機械器具製造業	電気機器
情報通信機械器具製造業	情報機器
輸送用機器製造業	輸送機器
その他の製造業	その他
電気・ガス・熱供給・水道業	電気・水道業等
電気業	電気業
ガス業	ガス業
熱供給業	熱供給業
上水道業	上水道業
下水道業	下水道業
情報通信業	情報通信業
運輸業, 郵便業	運輸業
卸売業, 小売業	卸・小売業
金融, 保険業	金融, 保険業
不動産業, 物品賃貸業	不動産業
学術研究, 専門・技術サービス業	専門サービス
宿泊業, 飲食サービス業	宿泊, 飲食業
生活関連サービス業, 娯楽業	生活サービス
教育, 学習支援業	教育, 学習業
医療, 福祉	医療, 福祉
複合サービス事業	複合サービス
サービス業	サービス業

## エ 調査方法

本調査は、多量報告と郵送によるアンケート調査（全数調査、標本調査）並びに県保有の既存資料に基づく資料調査を基本としており、アンケートによって回答を得た産業廃棄物の発生及び処理状況に関する内容と、発生量に関連した指標値（活動量指標値：従業者数、製造品出荷額等）を基に、県内における産業廃棄物の発生量等の推計を行っている。

なお、2022年度についてはアンケート調査を行っていないため、2019年度に実施したアンケート結果を用いて推計を行っている。

県全体の発生量は、以下に示すとおり多量排出事業者と全数調査、標本調査及び資料調査の発生量を足し合わせて算出している。

今回の調査における発生量の推計方法を図1に示す。

$$W = W1 + W2 + W3 \quad \text{[重量/年]}$$

**W** : 調査対象全体の発生量推計値

**W1** : 多量報告集計値及び全数調査において把握した発生量実数値

**W2** : 標本調査において把握した発生量の実数値（W2'）及び推計値（W2''）

**W3** : 資料調査において把握した発生量実数値

（多量排出事業者と全数調査の発生量）

多量排出事業者と全数調査事業所（電気・水道業、医療、福祉のうち病院）の発生量は、多量報告値とアンケート調査回答をそのまま実数値として用いた。なお、病院については、アンケート調査の回収率が100%ではないため、以下に示す手法（原単位法）を用いて拡大推計を行っている。

（標本調査の発生量）

標本調査については、アンケート調査に回答のあった事業所の発生量はそのまま実数値として用いるが、アンケート調査の対象として抽出していない事業所及びアンケート調査へ未回答の事業所の発生量については、以下に示す手法（原単位法）を用いて算出している。

原単位法とは、単位活動量あたりの産業廃棄物発生量（発生原単位）に県全体の活動量を乗ずることにより、県全体の産業廃棄物の発生量を算出する方法である。

発生原単位は、多量報告、アンケート調査によって得られた業種別・産業廃棄物種類別の集計発生量と、業種別の集計活動量指標値を用いて、次式により算出している。

なお、発生原単位は図1に示すとおり、特異値以外の回答を用いて算出している。ここで特異値とは、多量排出事業者や同業他社と比較し排出状況が大きく異なる等特殊な回答のことを示す。

$$\alpha = W2' / O2' \quad [\text{発存量} / \text{指標値}]$$

$\alpha$  : 発生原単位 (活動量指標単位当たりの発存量)

$W2'$  : 特異値以外の集計発存量

$O2'$  : 特異値以外の集計活動量指標値

算出された発生原単位と、県全体の指標値から多量報告とアンケート調査で得られた回答の集計活動量指標値を除いた残りの活動量指標値を用いて、次式によりアンケート調査の対象として抽出していない事業所及びアンケート調査へ未回答の事業所の発存量を推計している。

なお、推計に用いた活動量指標値は表 1 に示すとおり、業種別に設定している。

$$W2'' = \alpha \times O \quad [\text{重量} / \text{年}]$$

$W2''$  : 標本以外の発存量推計値

$\alpha$  : 発生原単位

$O$  : 県全体の指標値から、多量報告とアンケート調査で得られた回答の集計活動量指標値を除いた残りの活動量指標値

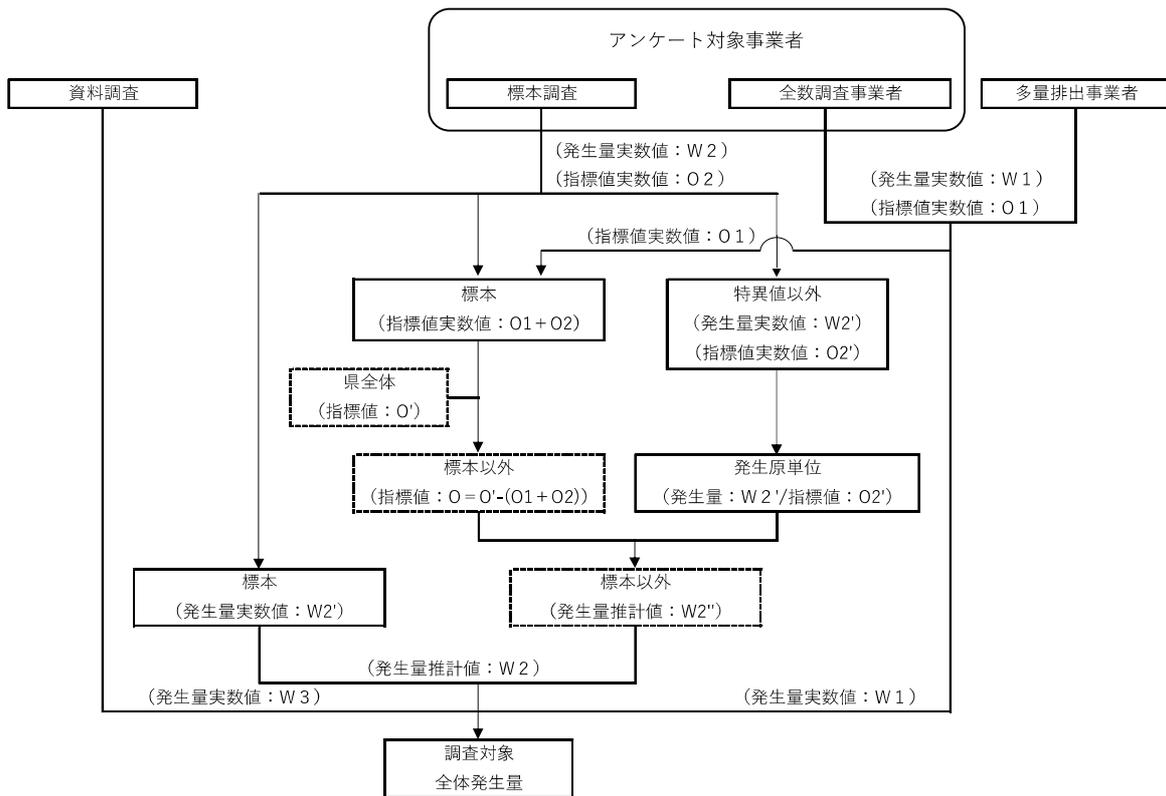


図 1 発存量及び処理・処分量の推計フロー

表1 拡大推計に使用した活動量指標

産業大分類	活動量の指標	指標の出所（統計資料）
農業，林業	従業者数	経済センサス活動調査
漁業		
鉱業		
建設業	元請完成工事高	建設工事施工統計
製造業	製造品出荷額等	経済センサス活動調査 経済構造実態調査
情報通信業	従業者数	経済センサス活動調査
運輸業		
卸・小売業		
金融，保険業		
不動産業		
専門サービス		
宿泊，飲食業		
生活サービス		
医療，福祉（病院）	病床数	愛知県病院名簿
医療，福祉（病院以外）	従業者数	経済センサス活動調査
教育，学習業		
複合サービス		
サービス業		

（資料調査の発生量について）

農業から発生する動物のふん尿については、畜産課の「愛知県家畜排せつ物利用促進計画」の策定資料を利用した。

農業から発生する動物の死体については、農林水産省の「畜産統計調査」のデータを基に推計を行った。また、農業から発生する廃プラスチック類については、園芸農産課の「園芸用施設及び農業用廃プラスチックに関する調査」のデータを基に推計を行った。

(3) 調査結果の利用上の注意事項

本調査結果を利用する際の留意事項は、以下のとおりである。

ア 中間処理に伴う産業廃棄物の種類の変更について

本報告書では、中間処理に伴い、産業廃棄物の種類が変化した場合であっても発生時の種類でとらえることを基本とした。

イ 委託中間処理後の残さ量について

本報告書では、委託中間処理後の残さ量については、産業廃棄物の種類ごとに、中間処理方法による残さ率から算出した。

ウ 単位と数値に関する処理

1. 単位に関する表示

本報告書の調査結果表においては、原則として「千トン」と記載した。

2. 報告書の図表における数値の処理

本報告書及び図表に記載されている千トン表示及び構成比(%)の数値は、四捨五入しているために、総数と個々の合計や比率が表記上の計算結果とは一致しないものがある。

なお、図表中の空欄または「-」は該当値がないもの、「0」表示は500 t/年未満であることを示す。

## 2 産業廃棄物の現況

### (1) 産業廃棄物の発生の状況

2022年度の産業廃棄物（特別管理産業廃棄物を含む。）の発生量は19,018千トンであり、2019年度の発生量19,948千トンに比べ4.7%減少している。

また、2022年度は2021年度と比べると7.9%減少した。

世界的な経済低迷、東日本大震災による影響の他、県内の主要産業である自動車産業が円高による影響を受け、発生量は低い水準で推移していた。その後、2013年度以降は生産活動が活発となり、2020年度は新型コロナウイルスの影響により経済活動が停滞し一時的に減少したものの、20,000千トン前後で推移している。（図2-1、図2-2）

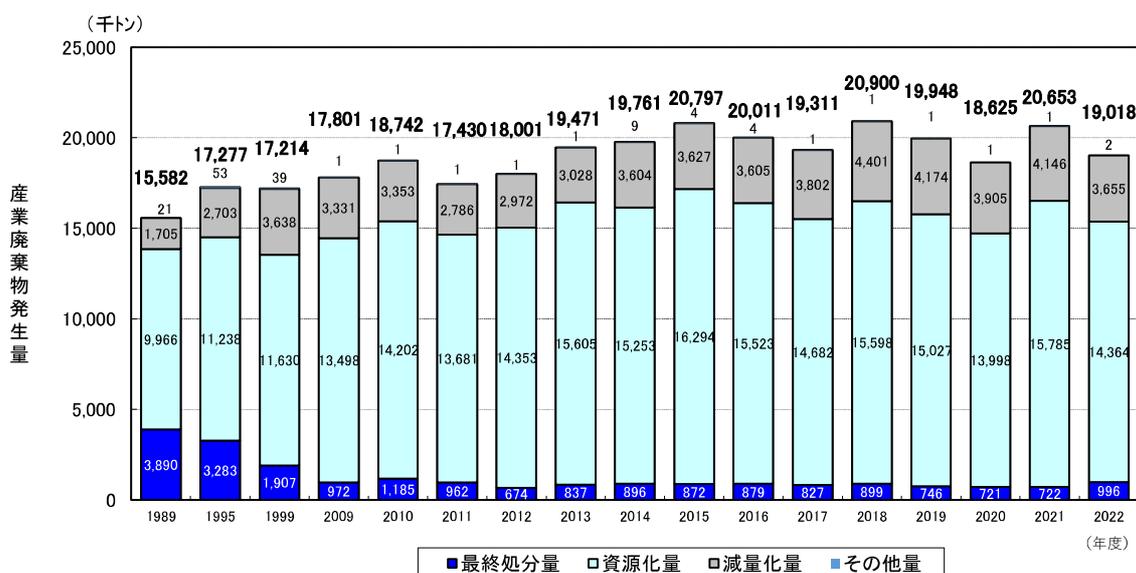


図 2-1 産業廃棄物の発生量等の推移

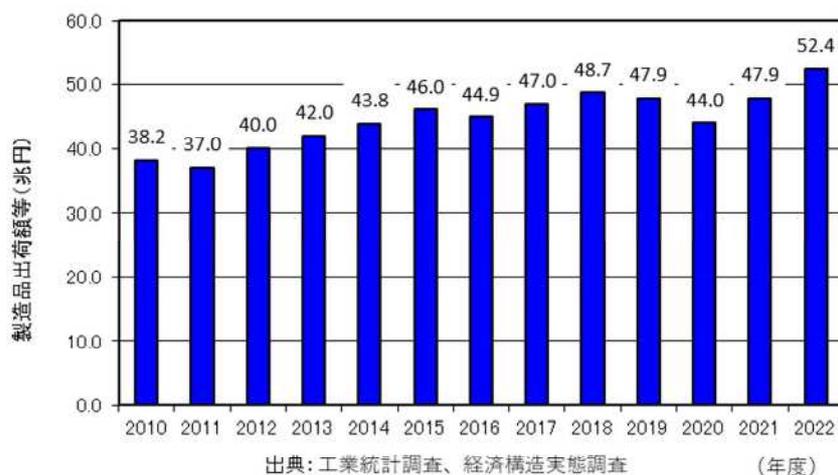


図 2-2 製造品出荷額等の推移

2022年度の産業廃棄物の発生量を業種別にみると、製造業が47.6%、建設業が23.5%、農業・林業が13.1%、電気・水道業等が11.4%を占めている。業種別の発生割合は、2019年度と比較すると製造業が減少し、電気・水道業等が増加している。(図2-3)

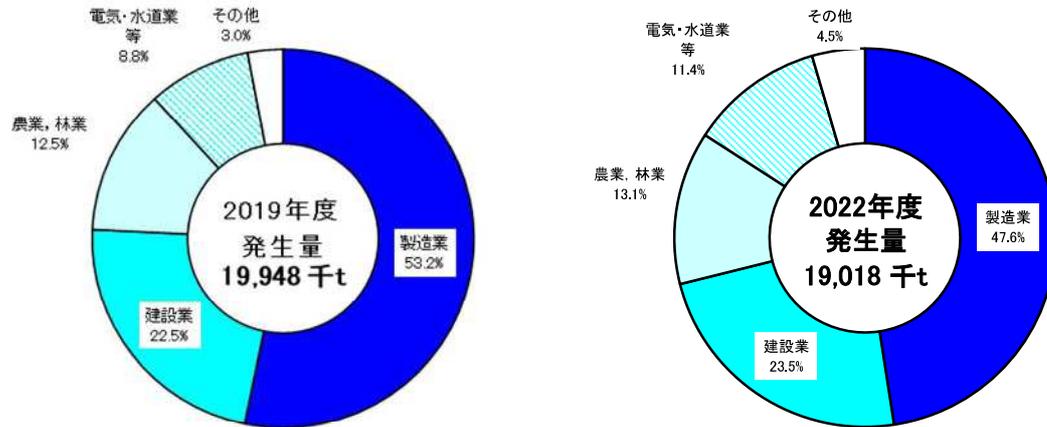


図 2-3 業種別発生状況

また、2022年度の産業廃棄物の発生量を種類別にみると、鋳さいの18.8%、がれき類の17.8%、動物のふん尿の13.0%、汚泥の11.1%、ばいじんの10.2%、金属くずの10.0%と、この6種類の産業廃棄物で約80%を占めており、種類別発生量の割合は、2019年度と比較すると鋳さい、汚泥等が減少、がれき類、動物のふん尿、ばいじん等が増加している。増加量はばいじんが最も多く、約3%増加している。(図2-4)

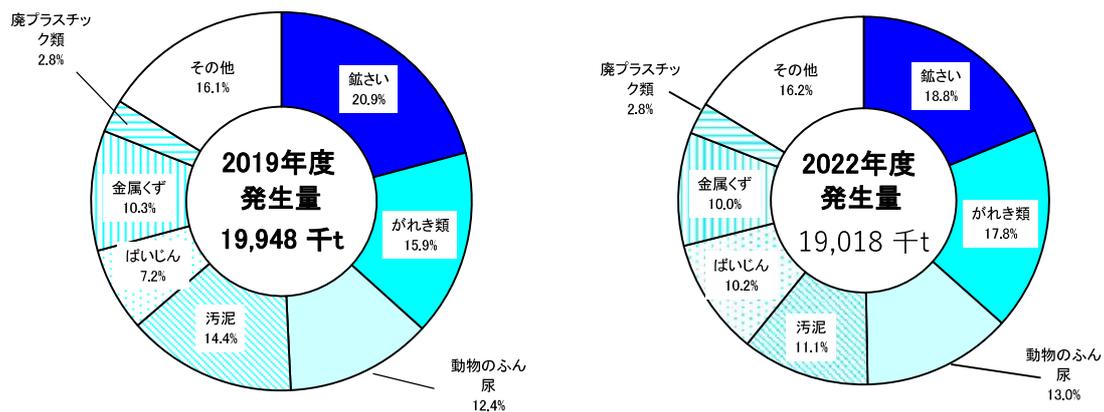


図 2-4 種類別発生状況

この6種類の産業廃棄物のうち、2022年度の発生量は、2019年度の発生量から、ばいじんが510千トン（35.5%）、がれき類が221千トン（7.0%）増加し、汚泥が754千トン（26.2%）、鉱さいが591千トン（14.2%）、金属くずが151千トン（7.4%）減少している。（図2-5）

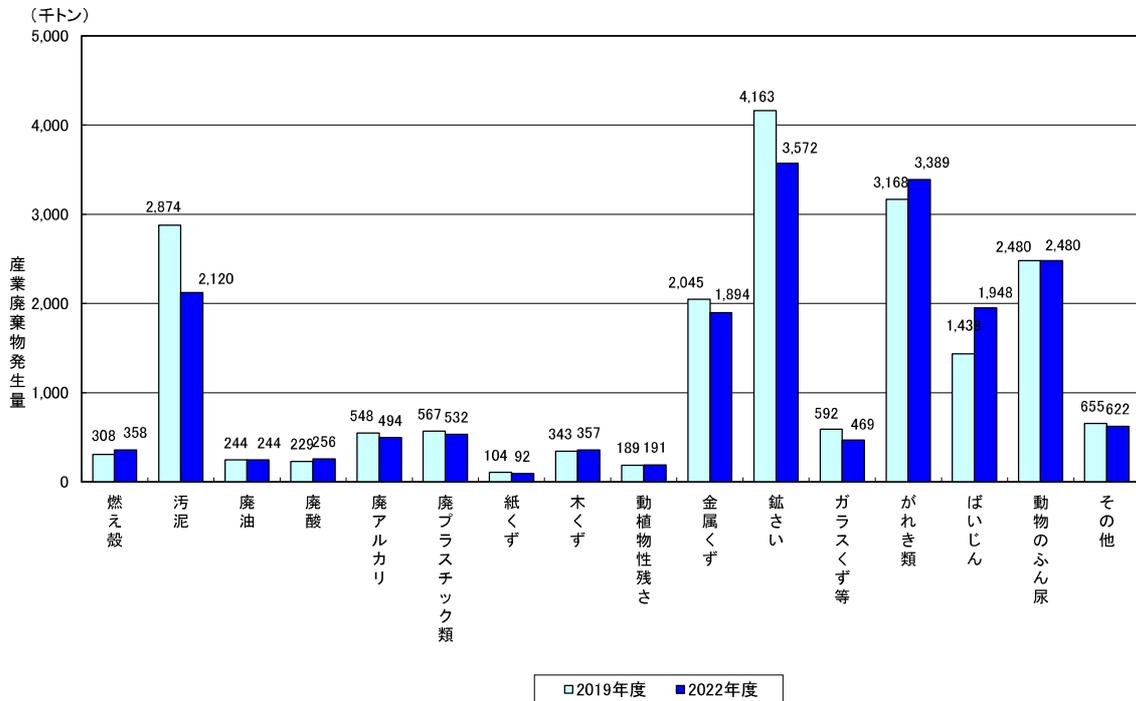


図 2-5 種類別発生量

また産業廃棄物の発生量の経年変化をみると、がれき類は3,000千トン付近で推移していたが2021年度に大きく増加した。2022年度には減少し、再び3,000千トン付近の発生量となっている。ばいじんは2021年度から2022年度にかけて増加しているが鉱さいと汚泥は減少傾向となっている。（図2-6）

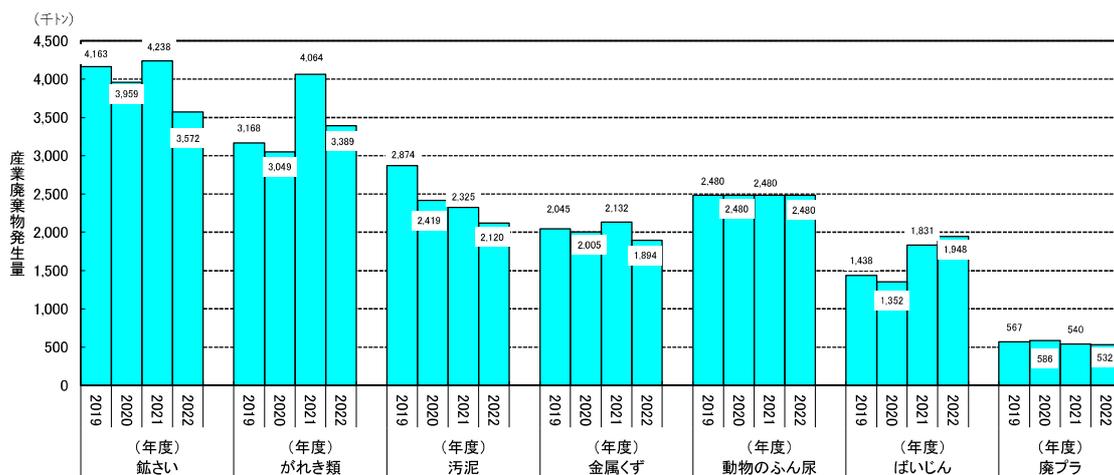


図 2-6 主な種類の産業廃棄物発生量経年変化

また、産業廃棄物の処理の流れについて、2022年度の資源化量は14,364千トン、減量化量は3,655千トン、最終処分量は996千トンとなっている。最終処分量のうち236千トン(1.2%)が中間処理されることなく直接最終処分されている。

(図 2-7)

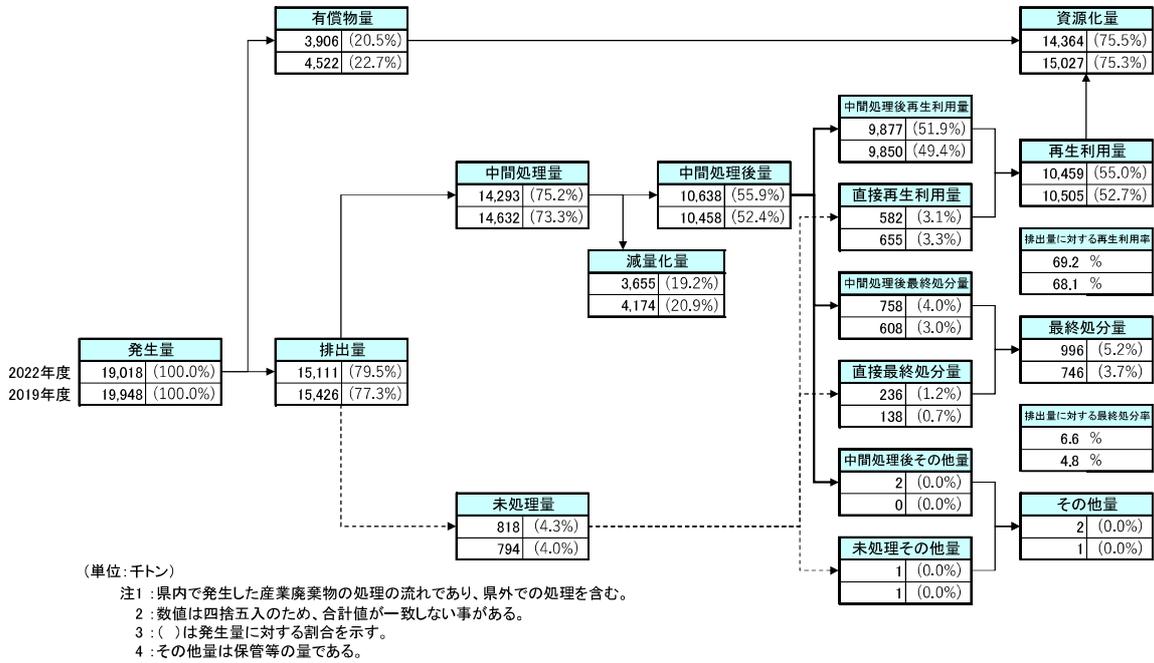


図 2-7 産業廃棄物の処理の流れ

(2) 産業廃棄物の減量化、資源化等の状況

ア 業種別の減量化、資源化の状況

2022年度の減量化の状況（減量化率）を主な業種別にみると、高いものから農業・林業の54.9%、電気・水道業等の18.6%、製造業の16.4%、建設業の5.0%の順となっている。また、2022年度の資源化の状況（資源化率）を業種別にみると、高いものから建設業の89.4%、製造業の80.3%、電気・水道業等の65.9%、農業・林業の45.1%の順となっている。（表2-1）

表2-1 主な業種別の産業廃棄物の処理・処分状況

業種	年度	発生量	減量化量	資源化量		有償物量		再生利用量		最終処分量		その他量		
				(%)	(%)	(%)	(%)	(%)	(%)	(%)	(%)			
製造業	2022	9,048	1,479	(16.4%)	7,262	(80.3%)	3,603	(39.8%)	3,659	(40.4%)	306	(3.4%)	0	(0.0%)
	2019	10,619	1,923	(18.1%)	8,365	(78.8%)	4,359	(41.1%)	4,006	(37.7%)	330	(3.1%)	0	(0.0%)
建設業	2022	4,467	225	(5.0%)	3,991	(89.4%)	5	(0.1%)	3,986	(89.2%)	250	(5.6%)	1	(0.0%)
	2019	4,496	136	(3.0%)	4,093	(91.0%)	6	(0.1%)	4,087	(90.9%)	267	(5.9%)	1	(0.0%)
農業、林業	2022	2,491	1,366	(54.9%)	1,122	(45.1%)	0	(0.0%)	1,122	(45.1%)	0	(0.0%)	2	(0.1%)
	2019	2,489	1,367	(54.9%)	1,122	(45.1%)	0	(0.0%)	1,122	(45.1%)	0	(0.0%)	0	(0.0%)
電気・水道業等	2022	2,164	403	(18.6%)	1,426	(65.9%)	201	(9.3%)	1,225	(56.6%)	335	(15.5%)	0	(0.0%)
	2019	1,752	588	(33.6%)	1,085	(62.0%)	120	(6.9%)	965	(55.1%)	78	(4.5%)	0	(0.0%)
その他	2022	849	182	(21.4%)	563	(66.3%)	97	(11.4%)	466	(54.9%)	104	(12.3%)	0	(0.0%)
	2019	592	161	(27.2%)	362	(61.1%)	37	(6.3%)	325	(54.8%)	70	(11.7%)	0	(0.0%)
合計	2022	19,018	3,655	(19.2%)	14,364	(75.5%)	3,906	(20.5%)	10,459	(55.0%)	996	(5.2%)	2	(0.0%)
	2019	19,948	4,174	(20.9%)	15,027	(75.3%)	4,522	(22.7%)	10,505	(52.7%)	746	(3.7%)	1	(0.0%)

注1: 数値は四捨五入のため、合計値が一致しない事がある。

2( )は発生量に対する割合を示す。

また、主な業種別の産業廃棄物の処理・処分状況を経年的にみると、資源化率については、製造業は80%前後、建設業は90%前後で推移している。（図2-8）

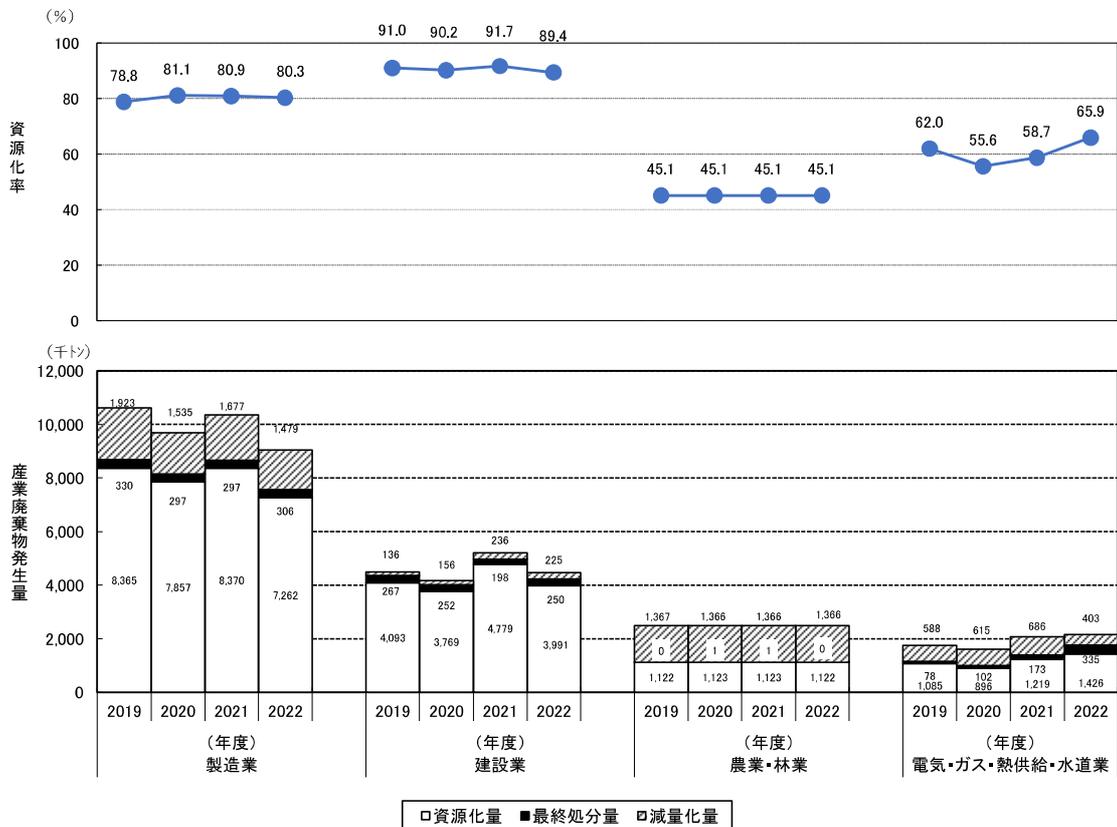


図2-8 主な業種別の産業廃棄物の処理・処分状況経年変化

イ 種類別の減量化、資源化の状況

2022年度の発生量に対する減量化の状況（減量化率）を産業廃棄物の種類別にみると、高いものから廃アルカリの94.6%、廃酸の93.7%、動物のふん尿の55.0%、廃油の50.1%、汚泥の49.2%の順となっている。また、2022年度の資源化の状況（資源化率）を産業廃棄物の種類別にみると、高いものから金属くずの99.6%、鋳さいの97.0%、紙くずの94.1%、がれき類の93.0%、木くず90.2%の順となっている。  
 (図 2-9)



注1: 発生量(千トン)を示す。  
 注2: 数値は四捨五入のため合計が一致しないことがある。

図 2-9 産業廃棄物の種類別の減量化・資源化状況

また、2022年度の資源化量を種類別にみると、多いものから鉱さいの3,466千トン、がれき類の3,151千トン、金属くずの1,885千トン、ばいじんの1,734千トンの順となっている。(図2-10)

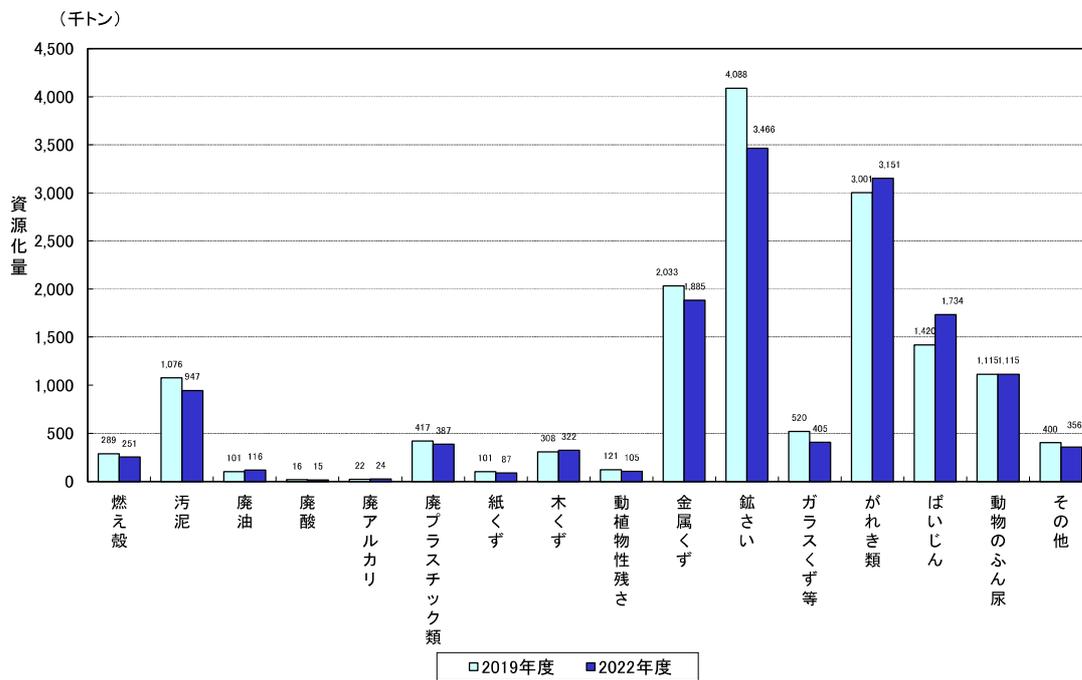


図2-10 産業廃棄物の種類別の資源化量

発生量の多い産業廃棄物の減量化・資源化の状況を経年的にみると、金属くず、鉱さい、がれき類は各年度とも資源化率は90%以上となっている。(図 2-11)

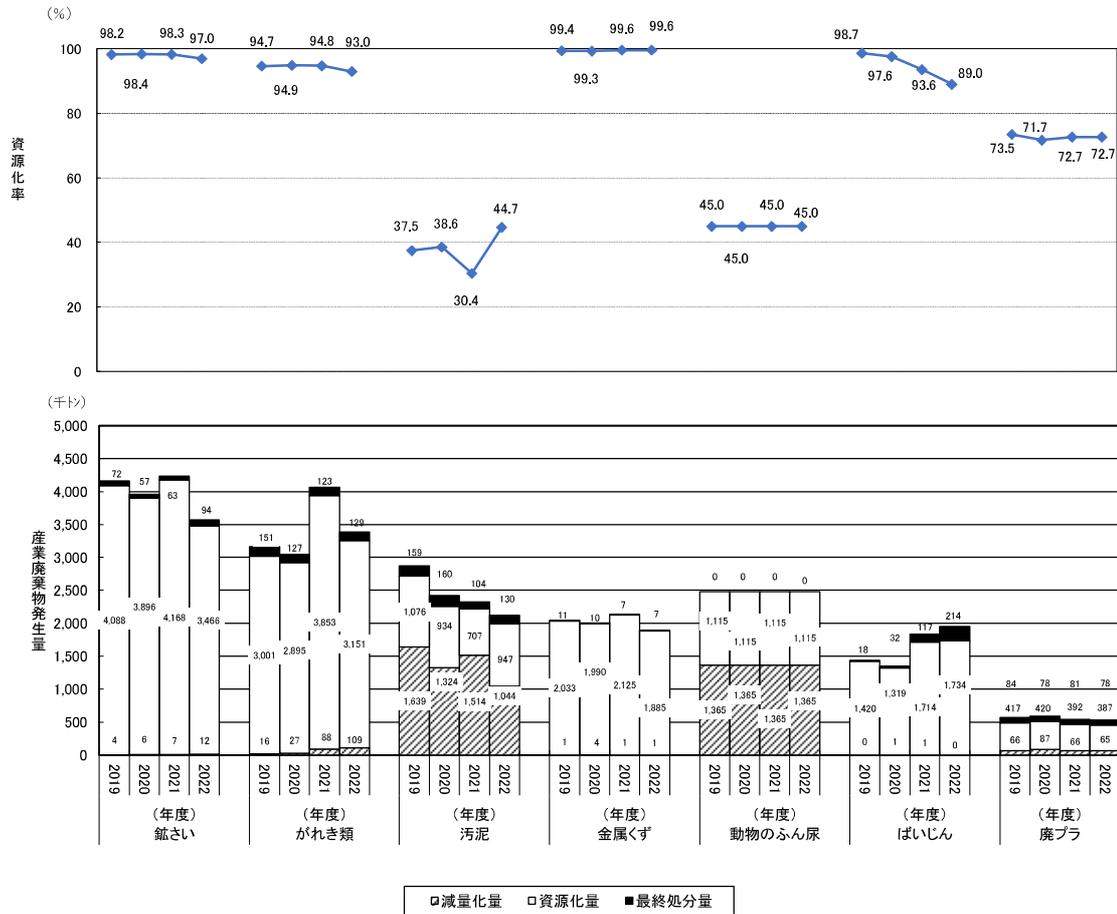


図 2-11 産業廃棄物の処理状況の経年変化

ウ 中間処理の自社処理、委託処理の状況

2022年度の産業廃棄物の中間処理量 14,293 千トンを実施主体別にみると、自社処理が 36.8%、委託処理が 63.2%となっており、2019年度と比べ自社処理の割合が減少した。(図 2-12)

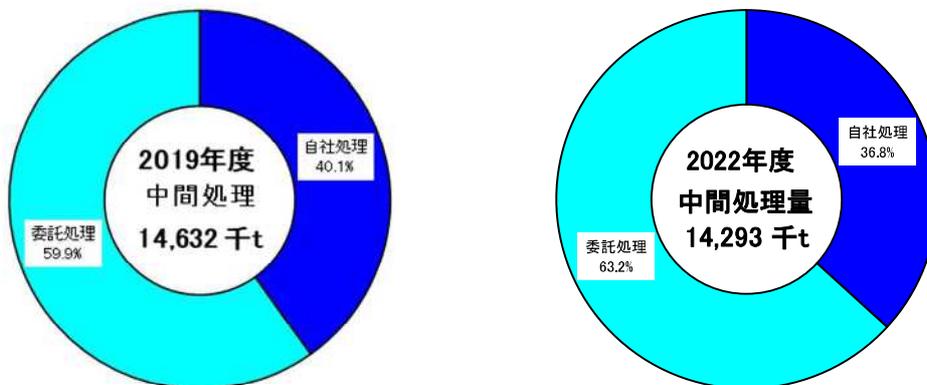
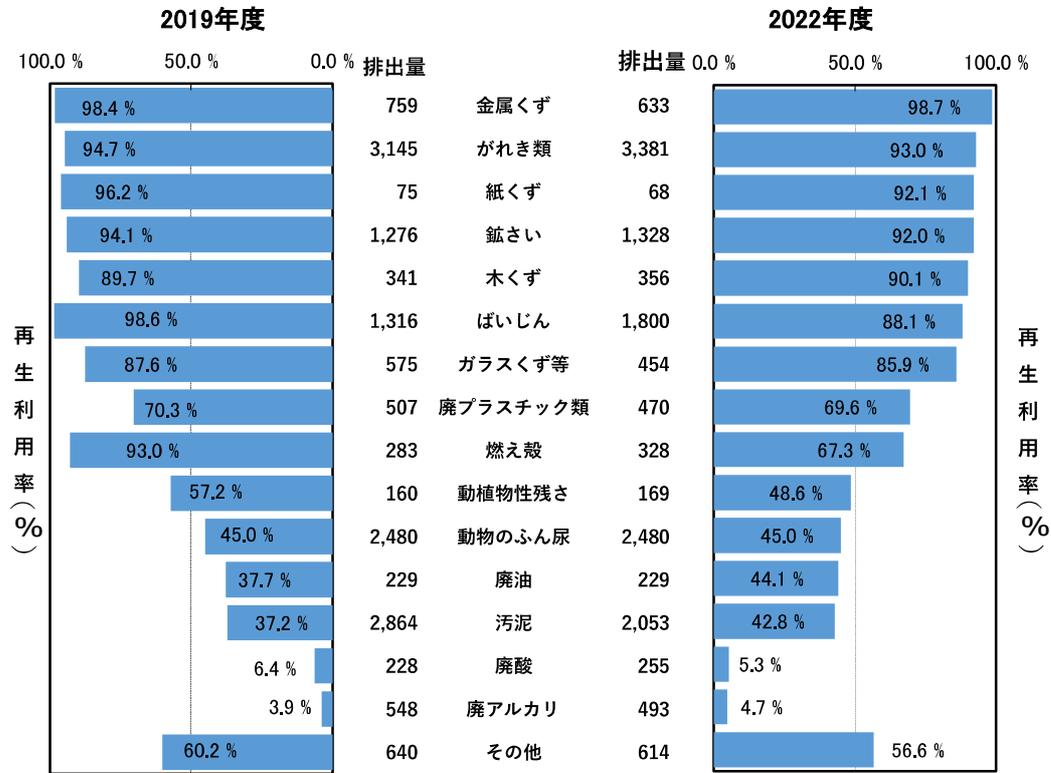


図 2-12 中間処理の自社処理、委託処理状況

また、2022年度の再生利用率（排出量に対する再生利用量の割合）の状況を産業廃棄物の種類別にみると、高いものから金属くずの98.7%、がれき類の93.0%、紙くずの92.1%、鉱さいの92.0%、木くずの90.1%、ばいじんの88.1%の順となっている。

(図 2-13)



注: 廃棄物の排出量の単位は千トンである。

図 2-13 産業廃棄物の種類別の再生利用率

再生利用率は70%前後の高水準で推移している。(図 2-14)

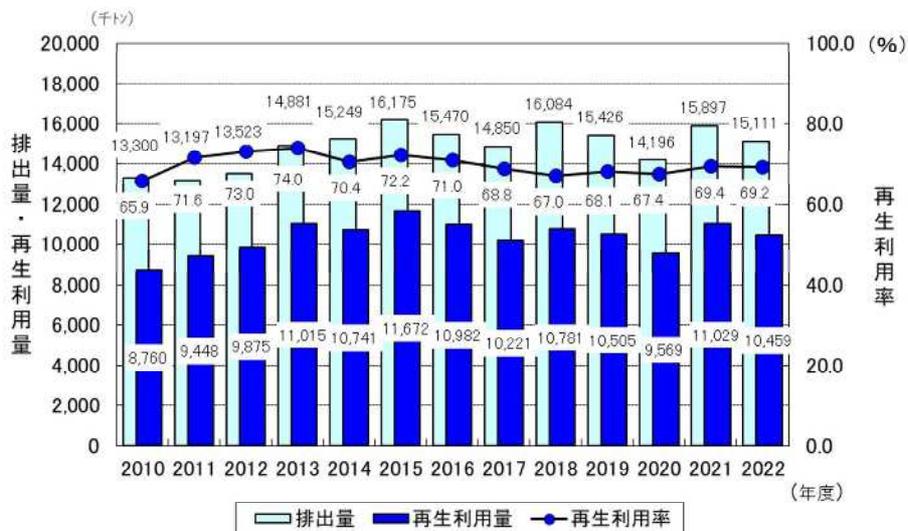


図 2-14 再生利用率の推移

(3) 産業廃棄物の最終処分の状況

2022年度の最終処分量は996千トンであり、2019年度の746千トンに比べ250千トン（33.5%）増加した。また、産業廃棄物の種類別にみると、多いものからばいじんの214千トン、汚泥の130千トン、がれき類の129千トン、燃え殻の107千トン、鉱さいの94千トン、廃プラスチック類の78千トンの順となっており、それら6種類の産業廃棄物で全体の約75%を占めている。（図2-15、図2-16）

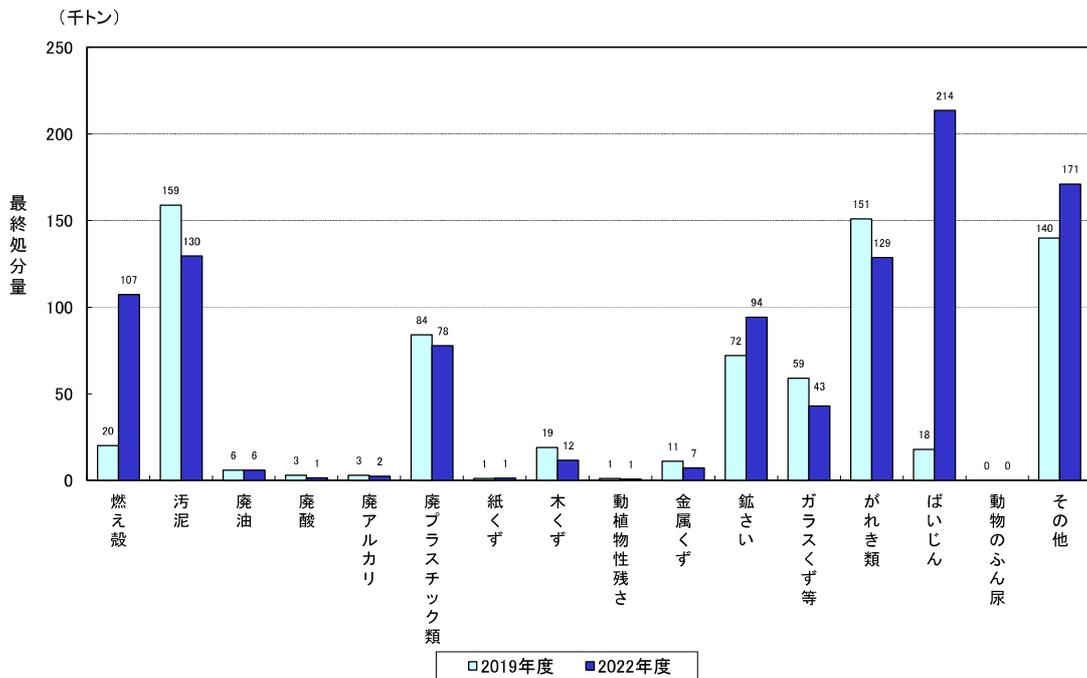


図 2-15 種類別の最終処分量

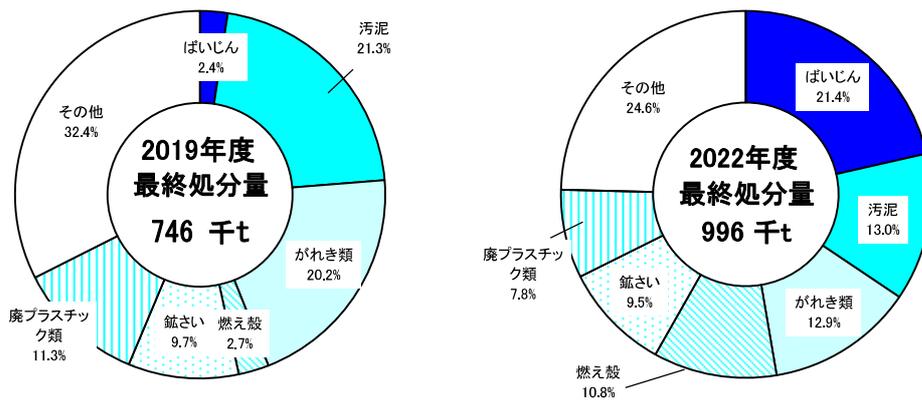


図 2-16 産業廃棄物の種類別の最終処分状況

また、2022年度の最終処分率及び最終処分量は、2019年度と比べ増加した。(図2-17)

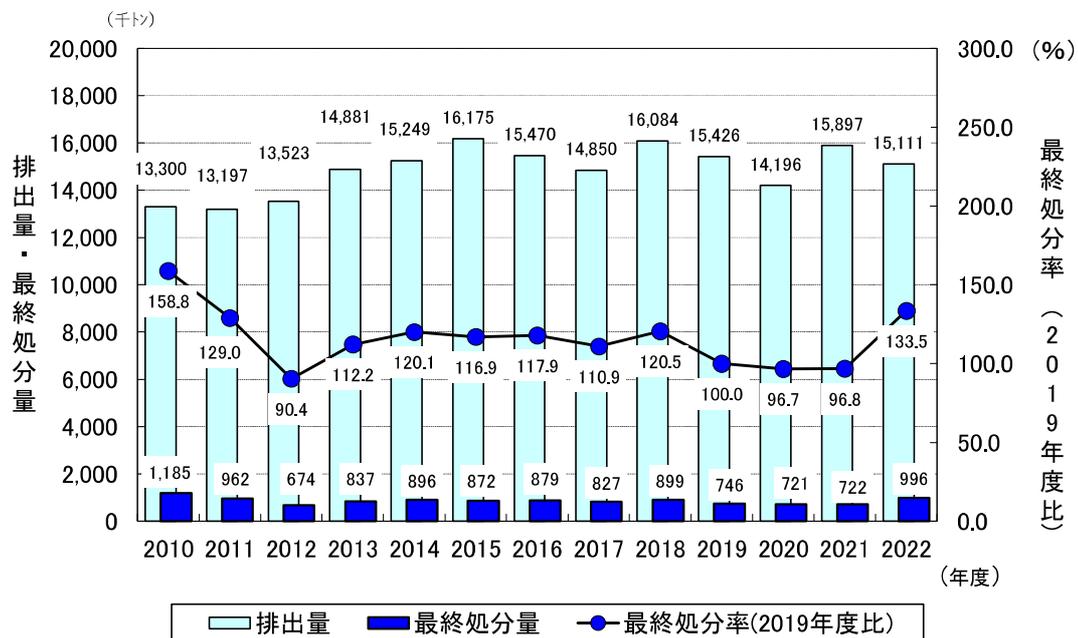


図 2-17 最終処分量の推移

2022年度の最終処分量996千トンを実施主体別にみると、自社処分が19.1%、委託処分が80.9%となっており、2019年度と比べ自社処分の割合が増加した。

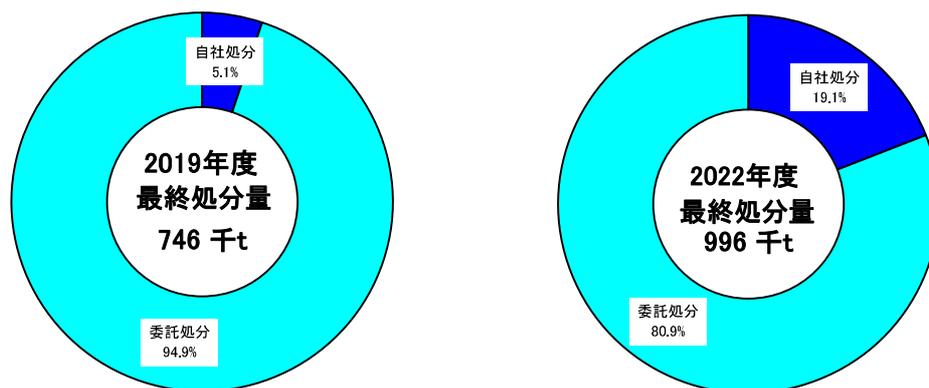


図 2-18 最終処分の自社処分、委託処分状況

(4) 県外移出入の状況

2022年度に県外へ持ち出されて処理された産業廃棄物（県外移出）は3,302千トンで、2019年度の2,904千トンに比べ、13.7%増加している。県外移出状況を県別にみると、近隣の岐阜県へ665千トン（20.1%）、三重県へ557千トン（16.9%）、静岡県へ142千トン（4.3%）となっている。県外移出量を中間処理と最終処分の別に分けると、中間処理目的が2,983千トン、最終処分目的が319千トンとなっている。

また、2022年度に県内に持ち込まれて処理された産業廃棄物（県内移入）は1,096千トンで、2019年度の1,501千トンと比べ、27.0%減少している。県内移入状況を県別にみると、近隣の岐阜県から433千トン（39.5%）、三重県から265千トン（24.2%）、静岡県から167千トン（15.2%）となっている。県内移入量を中間処理と最終処分の別に分けると、中間処理目的が1,088千トン、最終処分目的が7千トンとなっている。（図2-19）

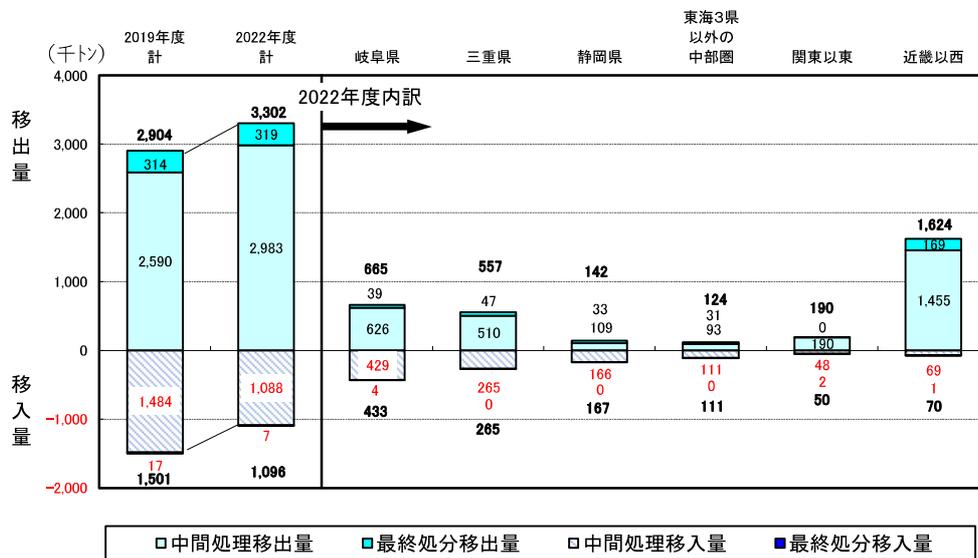


図2-19 産業廃棄物の県内外への移出入状況

県外移出入の状況の経年変化をみると、移出量は2012年度から概ね増加傾向にあるが、移入量は2019年度以降減少傾向にある。（図2-20）



図2-20 産業廃棄物の県内外への移出入状況の経年変化

(5) 特別管理産業廃棄物の状況

2022年度の特別管理産業廃棄物の発生量は252千トンであり、これを種類別にみると、特定有害産業廃棄物が55.5%、感染性産業廃棄物が15.8%、腐食性廃酸が12.7%、引火性廃油が11.8%、腐食性廃アルカリが4.2%となっている。2019年度と比べ、特定有害産業廃棄物の占める割合が高くなっている。(図2-21)

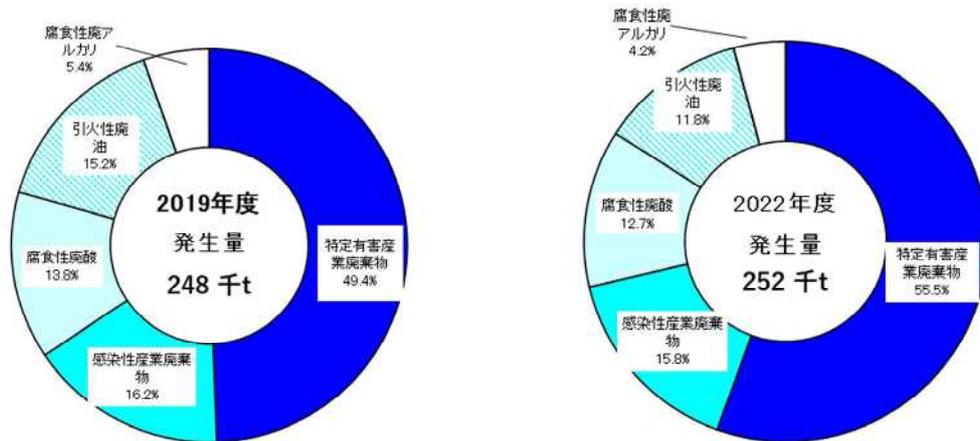


図 2-21 特別管理産業廃棄物の種類別発生量

また、特別管理産業廃棄物の処理状況については、資源化量が115千トン、最終処分量が57千トンとなっており、2019年度と比較すると最終処分量が増加している。(表2-2)

表 2-2 特別管理産業廃棄物の処理・処分状況

年度	発生量	減量化量		資源化量			最終処分量		その他量				
		量	割合 (%)	量	割合 (%)	有償物量	再生利用量	量	割合 (%)	量	割合 (%)		
2022	252	80	(31.8%)	115	(45.5%)	3	(1.2%)	112	(44.3%)	57	(22.7%)	0	(0.0%)
2019	248	98	(39.7%)	120	(48.3%)	10	(3.9%)	110	(44.4%)	30	(12.0%)	0	(0.0%)

注1: ( )は発生量に対する割合を示す。  
 2: 数値は四捨五入のため合計が一致しないことがある。

(6) 産業廃棄物処理施設の設置状況

2022年度末現在、県内に設置されている産業廃棄物最終処分場は88施設であり、そのうちの5施設が遮断型最終処分場、26施設が安定型最終処分場、57施設が管理型最終処分場である。また、産業廃棄物処理実績報告の集計結果によると、2022年度の最終処分場の残存容量は8,509.7千 $m^3$ であり、その内訳は、遮断型が3.2千 $m^3$ 、安定型が392.6千 $m^3$ 、管理型が8,113.9千 $m^3$ である。(表2-3)

表2-3 最終処分場の設置状況(2023年3月末現在)

		自社処分場		自社処分場以外		合計	
愛知県全域		施設数	残存容量	施設数	残存容量	施設数	残存容量
	遮断型	1	0.0	4	3.2	5	3.2
	安定型	2	0.0	24	392.6	26	392.6
	管理型	15	3,174.4	42	4,939.4	57	8,113.9
	合計	18	3,174.4	70	5,335.2	88	8,509.7

残存容量の単位:千 $m^3$

注: 数値は四捨五入のため合計が一致しないことがある。

残存容量8,509.7千 $m^3$ について、このままの埋立状況が続くと、残余年数は12.4年(8,509.7÷684(2022年度の県内での最終処分量)÷12.4(産業廃棄物の1 $m^3$ 当たりの重量を1トンと仮定))と試算される。

なお、産業廃棄物の県内での最終処分量及び残存容量等の推移は図2-22のとおりである。

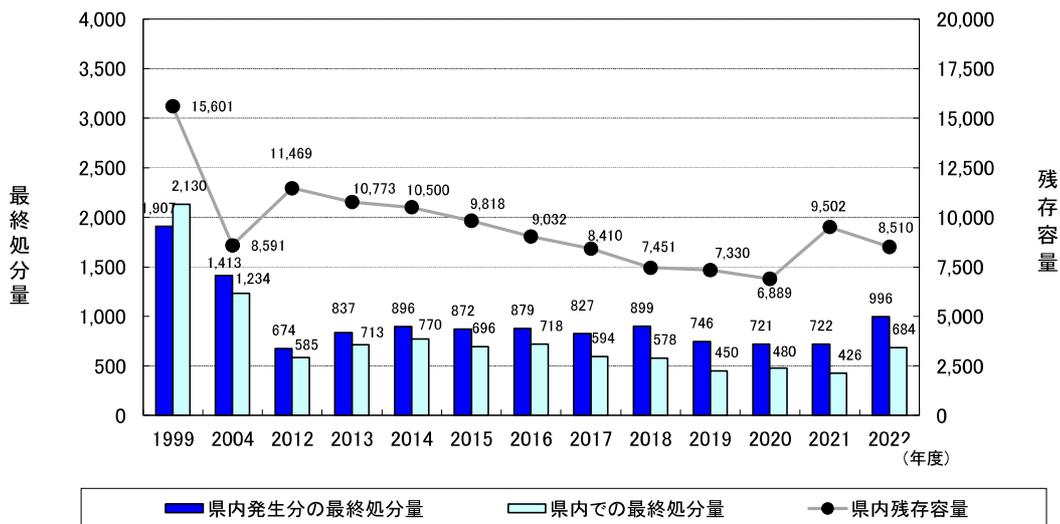


図2-22 県内最終処分量及び残存容量等の推移

### 3 産業廃棄物処理の目標達成状況および経年変化

愛知県廃棄物処理計画（2022年度～2026年度）における2026年度の減量化目標は、次のとおりである。

- ・ 排出量については、2019年度に対し増加を約1%に抑制する。
- ・ 出口側の循環利用率は、2019年度の68.1%から約74%に増加させる。
- ・ 最終処分量について、2019年度に対し、約18%削減する。

2022年度の排出量は15,111千トンで、2019年度の15,426千トンと比べて2.0%減少しており、目標値である約1%の抑制を達成している。

出口側の循環利用率については69.9%で、2019年度の68.1%と比べて1.8ポイント増加しており、目標値である74%を下回っている。

また、最終処分量については996千トンで、2019年度の746千トンと比べて33.5%増加し、目標を達成していない。（図3）

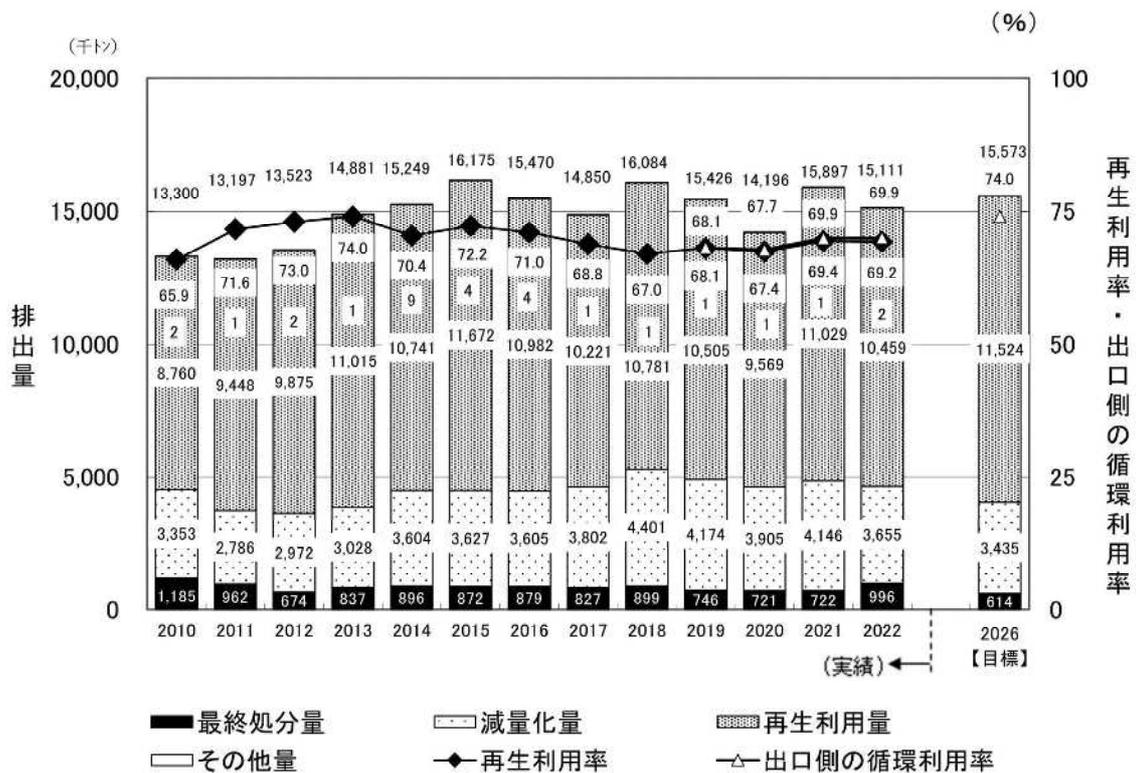


図3 産業廃棄物の減量化目標の達成状況

※ 出口側の循環利用率は【再生利用量+金属くず、ガラ陶、鉱さい、がれき類それぞれの減量化量-動物のふん尿の直接再生利用量】を【排出量】で除した数値

令和 2 年度  
愛知県廃棄物処理計画策定調査報告書  
(令和元年度実績)

令和 3 年 3 月

愛知県環境局



# 目 次

	Page
<b>第1章 調査の概要</b> .....	<b>1</b>
第1節 調査目的 .....	1
第2節 調査に関する基本的事項 .....	1
第3節 アンケート調査の内容 .....	4
第4節 実績調査の集計・整理 .....	7
第5節 現況推計 .....	8
<b>第6節 将来推計</b> .....	<b>12</b>
第7節 処理・処分フロー .....	14
第8節 調査結果の利用上の留意事項 .....	16
第9節 調査の捕捉率、カバー率 .....	17
<b>第2章 産業廃棄物の処理状況</b> .....	<b>18</b>
第1節 結果の概要 .....	18
第2節 発生状況 .....	19
第3節 処理・処分状況 .....	22
<b>第3章 業種別の調査結果</b> .....	<b>40</b>
第1節 農業、林業 .....	40
第2節 鉱業 .....	42
第3節 建設業 .....	44
第4節 製造業 .....	48
第5節 電気・水道業 .....	56
第6節 運輸業 .....	61
第7節 卸・小売業 .....	63
第8節 不動産業 .....	65
第9節 宿泊、飲食業 .....	67
第10節 医療、福祉 .....	69
第11節 サービス業 .....	71
第12節 その他の業種 .....	73
<b>第4章 種類別の調査結果</b> .....	<b>75</b>
第1節 燃え殻 .....	75
第2節 汚泥 .....	77
第3節 廃油 .....	79
第4節 廃酸 .....	81
第5節 廃アルカリ .....	83
第6節 廃プラスチック類 .....	85
第7節 紙くず .....	87
第8節 木くず .....	89
第9節 動植物性残さ .....	91
第10節 金属くず .....	93

第11節	ガラス陶磁器くず	95
第12節	鋳さい	97
第13節	がれき類	99
第14節	動物のふん尿	101
第15節	ばいじん	103
第16節	その他	105
<b>第5章</b>	<b>地区別の調査結果</b>	<b>107</b>
第1節	名古屋地区	107
第2節	尾張地区	110
第3節	知多地区	113
第4節	豊田地区	116
第5節	西三河地区	119
第6節	豊橋地区	122
第7節	東三河地区	125
<b>第6章</b>	<b>特別管理産業廃棄物の調査結果</b>	<b>128</b>
第1節	発生状況	128
第2節	処理・処分状況	129
<b>第7章</b>	<b>愛知県廃棄物処理計画の進捗状況</b>	<b>131</b>
第1節	処理計画目標と現状	131
第2節	全国と愛知県の状況	132
<b>第8章</b>	<b>産業廃棄物量の将来予測</b>	<b>133</b>
第1節	将来予測	133
第2節	パターン1 単純推計	136
第3節	パターン2 単純推計に、新型コロナウイルス感染症の影響を加味（新型コロナウイルス感染症による経済活動への支障が、令和4年度に無くなったと仮定した場合）	139
第4節	パターン3 単純推計に、新型コロナウイルス感染症の影響を加味（新型コロナウイルス感染症による経済活動への支障が、令和5年度に無くなったと仮定した場合）	142
第5節	パターン4 単純推計に、新型コロナウイルス感染症の影響を加味（新型コロナウイルス感染症による経済活動への支障が、令和6年度に無くなったと仮定した場合）	145
第6節	パターン5 単純推計に、排出量の削減のため、事業者が今後取り組んでいこうとしている対策を加味	148
第7節	パターン6 単純推計に、排出量の削減のため、事業者が今後取り組んでいこうとしている対策及び新型コロナウイルス感染症の影響を加味（新型コロナウイルス感染症による経済活動への支障が、令和4年度に無くなったと仮定した場合）	151
第8節	パターン7 単純推計に、排出量の削減のため、事業者が今後取り組んでいこうとしている対策及び新型コロナウイルス感染症の影響を加味（新型コロナウイルス感染症による経済活動への支障が、令和5年度に無くなったと仮定した場合）	154
第9節	パターン8 単純推計に、排出量の削減のため、事業者が今後取り組んでいこうとしている対策及び新型コロナウイルス感染症の影響を加味（新型コロナウイルス感染症による経済活動への支障が、令和6年度に無くなったと仮定した場合）	157

第 10 節	パターン 9 国の目標値に基づく予測.....	160
<b>第 9 章</b>	<b>廃棄物処理に係る意識調査結果.....</b>	<b>162</b>
第 1 節	新型コロナウイルス感染症の影響を加味しない場合.....	162
第 2 節	新型コロナウイルス感染症の影響を加味する場合.....	163
<b>第 10 章</b>	<b>広域移動状況の調査結果.....</b>	<b>164</b>
第 1 節	県内への搬入状況.....	164
第 2 節	県外への搬出状況.....	166
<b>第 11 章</b>	<b>一般廃棄物の処理状況 .....</b>	<b>168</b>
第 1 節	一般廃棄物の排出状況.....	168
第 2 節	一般廃棄物の処理・処分状況.....	171
第 3 節	地区別の処理・処分状況.....	178
第 4 節	一般廃棄物の将来予測.....	185